

# 北区児童相談所等複合施設運営指針

令和6年2月

北 区

北区教育委員会



第1章 児童相談所等複合施設運営指針の策定 .....	1
1 はじめに .....	1
2 児童相談所等複合施設運営指針策定の目的 .....	2
3 運営指針の位置づけ .....	2
4 児童相談所等複合施設の開設 .....	3
第2章 子どもに係る相談状況 .....	4
1 北区の基本情報 .....	4
2 北児童相談所及び子ども家庭支援センターにおける児童虐待件数の推移 .....	4
3 教育総合相談センターにおける教育相談、就学・転学相談等の推移 .....	5
4 児童発達支援センターにおける発達相談等の推移 .....	6
5 北児童相談所における各種相談件数等の推移 .....	7
第3章 子どもや家庭への支援の現状と課題 .....	10
1 児童相談所 .....	10
2 子ども家庭支援センター .....	11
3 児童発達支援センター .....	13
4 教育総合相談センター .....	14
5 関係機関との連携 .....	16
6 複合施設開設に向けた課題 .....	18
第4章 児童相談所等複合施設開設に向けた基本的な考え方 .....	20
1 基本方針 .....	20
2 実現の方策 .....	20
第5章 児童相談所等複合施設の組織体制と職員配置 .....	23
1 組織体制 .....	23
2 児童相談所等複合施設各課係の主な業務 .....	24
3 職員配置 .....	25
4 児童相談所の人材確保・育成 .....	28
第6章 児童相談所等複合施設の相談体制 .....	32
1 子ども家庭支援課 .....	32
2 児童相談所 .....	35
3 児童発達支援センター .....	37
4 教育総合相談センター .....	38
第7章 一時保護所の業務と整備方針 .....	39
1 一時保護所の業務 .....	39
2 一時保護所の整備方針 .....	40
3 一時保護所の職員体制 .....	41

第8章 施設概要.....	44
1 施設概要.....	44
2 開所時間.....	45
第9章 社会的養護.....	46
1 社会的養護の基本的な考え方.....	46
2 里親制度の充実に向けて.....	46
3 区内の児童養護施設との連携.....	47
4 区内の母子生活支援施設との連携.....	47
5 社会的養護の課題と対応.....	47
6 児童養護施設等退所後の支援.....	48
第10章 計画策定の経緯.....	49
1 経緯.....	49
2 今後の予定.....	49
第11章 児童相談システム等.....	50
1 児童相談システムの構築.....	50
2 今後の検討.....	50
第12章 東京都からのケース等の引継ぎ.....	52
1 基本的な考え.....	52
2 引継ぎ方法.....	52
3 主な引継ぎ事項.....	52
第13章 児童相談所設置市が処理する業務.....	53
第14章 児童相談所等複合施設開設に伴う経費.....	54
1 児童相談所等複合施設整備に係る経費.....	54
2 財源措置(特定財源).....	54
第15章 資料.....	56
1 複合施設の相談の流れ.....	56
2 東京都北区児童相談所等複合施設運営指針検討委員会設置要綱.....	58
3 東京都北区児童相談所等複合施設運営指針検討委員会庁外委員.....	59

---

## 第1章 児童相談所等複合施設運営指針の策定

---

### 1 はじめに

～児童相談所等複合施設開設を機に「子どもの幸せ No.1」をより確かなものへ～

北区は、子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口として、平成13年11月に子ども家庭支援センターを設置しました。その後、平成16年の児童福祉法改正を踏まえ、平成19年に児童虐待対策に取り組む事業として位置づけ、児童虐待の未然防止・早期発見に取り組んできました。教育相談や就学相談、不登校対策等については、平成30年4月に教育総合相談センターを設置し、子どもの教育に係る総合相談窓口を開設するとともに、不登校相談担当スクールカウンセラーを配置し、相談から不登校対策室へのスムーズな入級につなげるなど教育相談体制の充実を図りました。

しかしながら、児童虐待受理件数はこの10年間増加し続けており、子ども家庭支援センターの令和4(2022)年度の児童虐待受理件数は、5年前と比較して約1.5倍となっています。区立小・中学校の令和4年度の不登校児童・生徒数については、平成30年度に比べて、小学校が約2.9倍、中学校は約1.7倍となり、いずれも過去最高となっています。児童虐待や不登校のほか、子どもの発達や障害、貧困、いじめなど、子どもを取り巻くさまざまな課題や相談は複雑化・多様化しており、課題を早期に発見し、関係機関と連携して解決に導く体制を一層強化する必要があります。

このような状況のなか、平成28年の児童福祉法改正により、特別区にも児童相談所の設置が可能となり、北区においても児童相談所を設置するとともに、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センターを複合化し、子どもと教育に関する総合的な相談拠点として整備することといたしました。

また、今年度末に策定予定の「北区基本計画2024」の中では、7つの主要政策の一つとして「子どもの幸せNo.1」を掲げ、子どもの視点や意見を区政に反映し、子どもを社会全体で見守り育てていく意識を高めていくとともに、子育て世帯の経済的な負担の軽減や精神的な負担・不安の解消など、子ども・子育て支援の実効性を高める取組みを推進することとしています。

あわせて、子どもの権利を保障し子どもが生涯に渡り幸せな状態で生活を送ることができる社会を推進することを目的として、令和6年4月の施行に向け、「(仮称)東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例」制定の準備を進めているところです。

こうしたことを踏まえ、児童相談所等複合施設の開設を機に、保健、教育分野などの子ども家庭支援機能と児童相談所の専門機能の連携を一層密にし、妊娠期から学齢期、そしてその後の自立まで、子どもの健やかな育ちや自立をサポートする一貫性のある包括的な相談支援に取り組めます。そして、「子どもの幸せ No.1」をより確かなものとし、子どもが生涯に渡り幸せに生活を送ることができる社会の実現を目指してまいります。

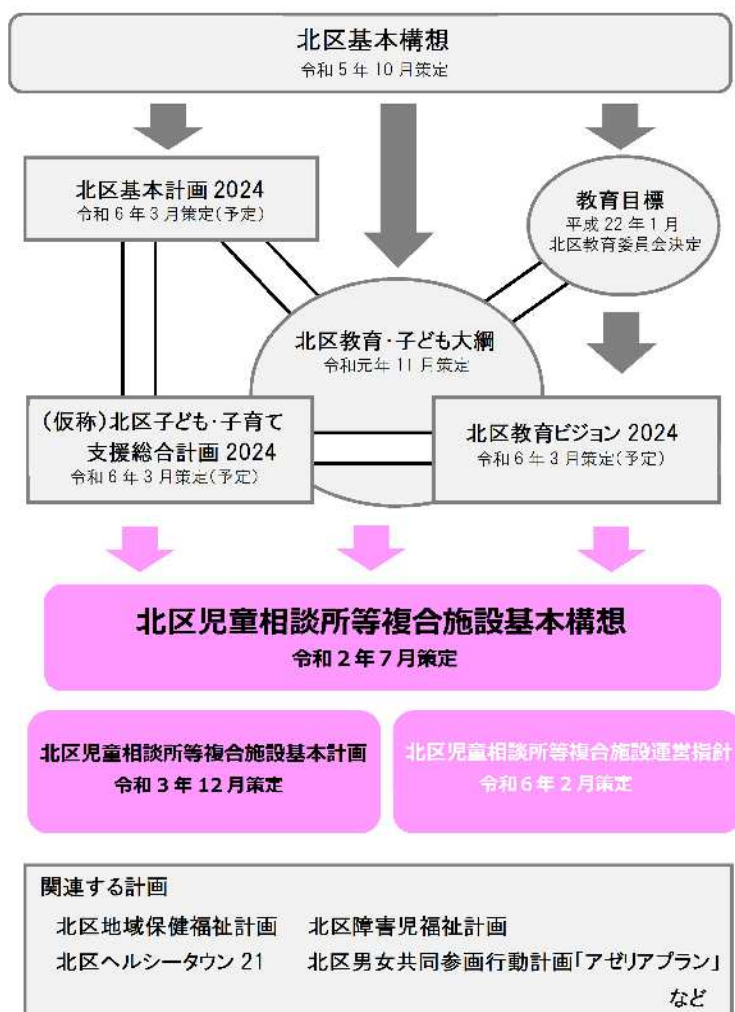
## 2 児童相談所等複合施設運営指針策定の目的

児童相談所等複合施設運営指針(以下「運営指針」という。)は、北区児童相談所等複合施設の運営方針や運営に必要な職員数の確保と育成、各相談機能の連携等を整理し、児童相談所等複合施設を設置した際の目指すべき基本的な事項を示すとともに、今後実施する国や東京都との児童相談所開設に向けた開設協議書の基礎資料とします。

## 3 運営指針の位置づけ

運営指針は、区政運営の基本となる考えをまとめた「北区基本構想〔令和5年(2023年)10月〕」ならびに令和元年11月策定の「北区教育・子ども大綱」及び、令和6年3月策定予定の上位計画である「北区基本計画2024」、「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画2024」、「北区教育ビジョン2024」、また、「北区子どもの未来応援プラン」や「北区障害児福祉計画」など、他の関連計画との整合を図り策定します。

なお、運営指針は、今後の法改正等を踏まえ、必要に応じて更新します。



#### 4 児童相談所等複合施設の開設

児童相談所を含む、教育総合相談センターや児童発達支援センター等の複合施設の名称を(仮称)子ども総合相談センターとし、多くの区民や利用者に親しみをもって利用していただけるよう、愛称の募集を行う予定です。

複合施設の竣工は令和8年9月頃、児童相談所を除く複合施設の運営開始は令和8年12月、児童相談所の開設は令和9年2月を予定しています。

## 第2章 子どもに係る相談状況

### 1 北区の基本情報

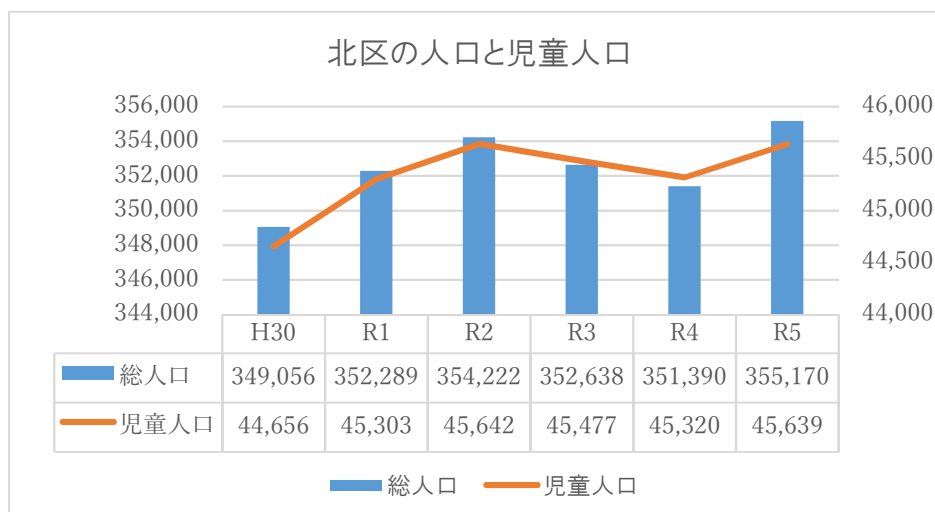
人 口 335,170 人(令和5年4月1日時点)

児童人口 45,639 人(0歳から18歳未満まで)

総世帯数 204,342 世帯

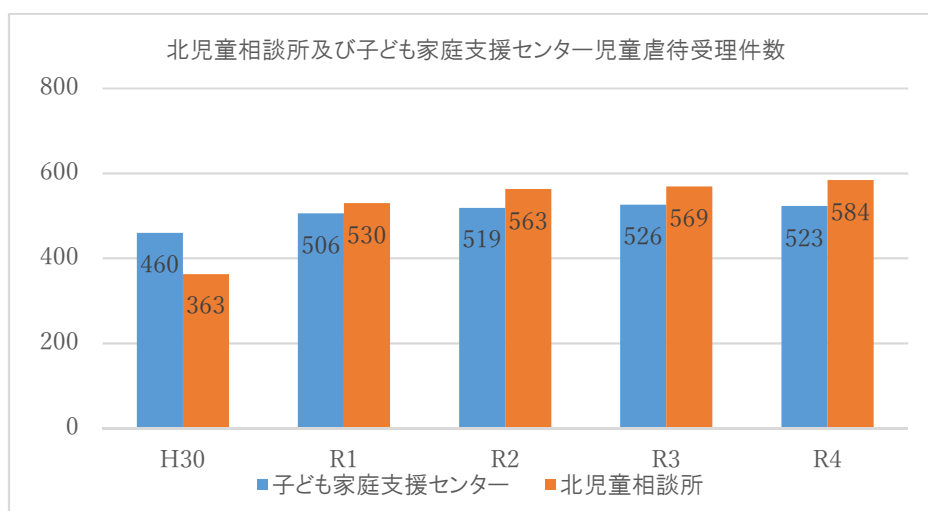
面 積 20.61 平方キロメートル

長期的には少子高齢化が進行することが見込まれますが、北区の人口及び児童人口は増加傾向にあります。



### 2 北児童相談所及び子ども家庭支援センターにおける児童虐待件数の推移

北児童相談所及び子ども家庭支援センターの児童虐待受理件数は、この10年間増加し続けています。

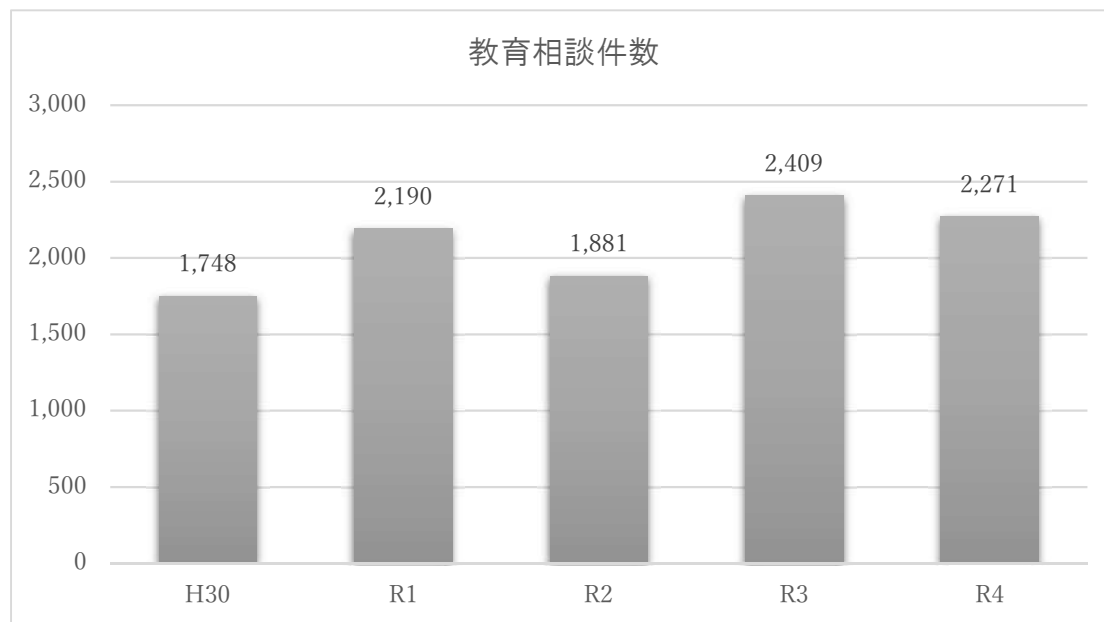




### 3 教育総合相談センターにおける教育相談、就学・転学相談等の推移

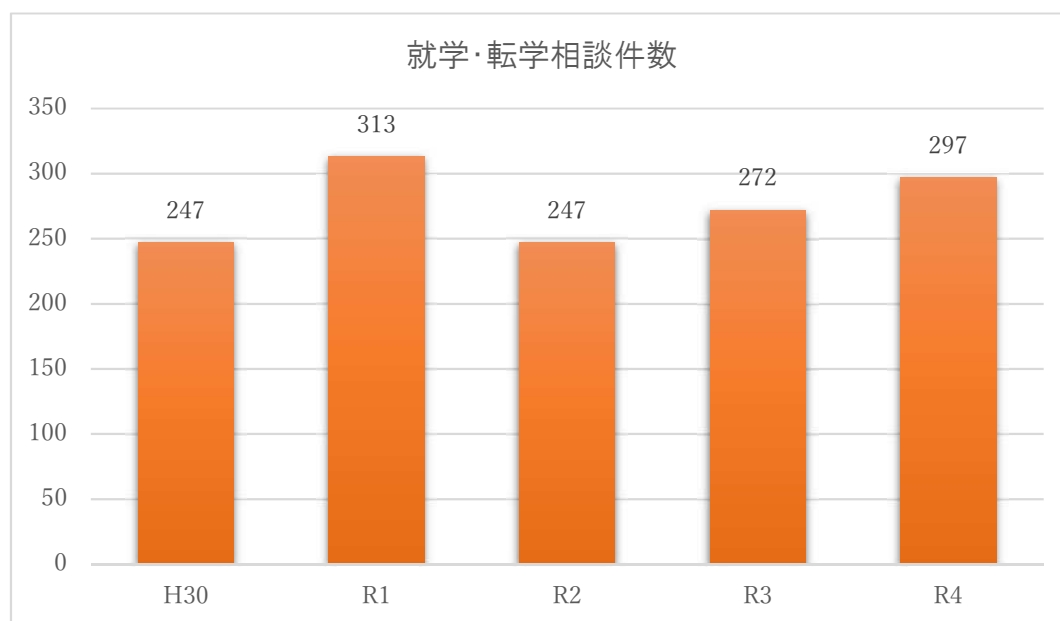
#### (1)教育相談

教育相談の相談件数は、2,000件台で推移しており、平成30年と比較し令和4年度は約1.3倍と増加傾向にあります。



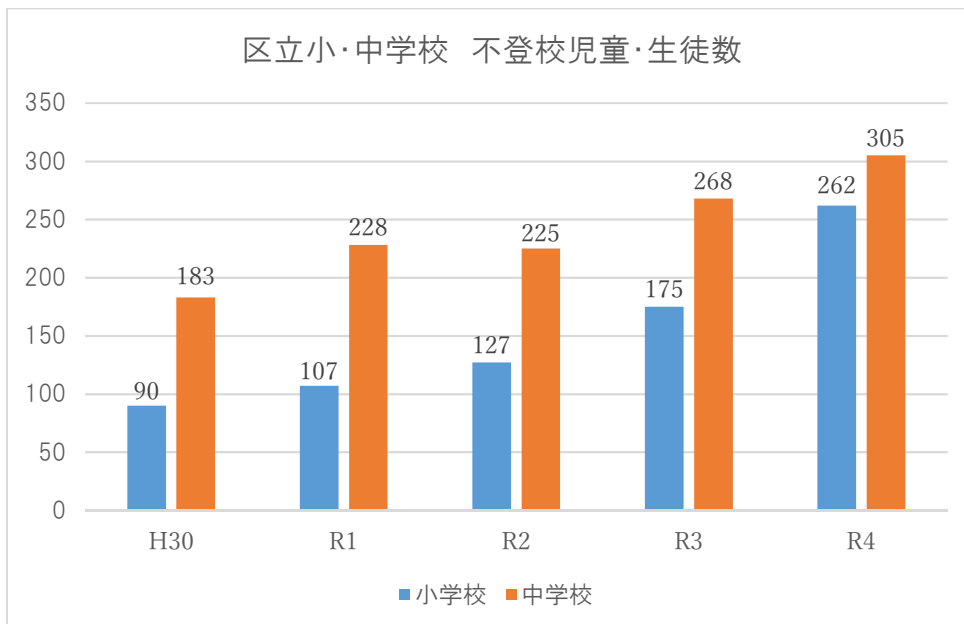
#### (2)就学・転学相談

就学・転学相談については、令和4年度は平成30年度と比較すると約1.2倍の297件と増加傾向にあります。



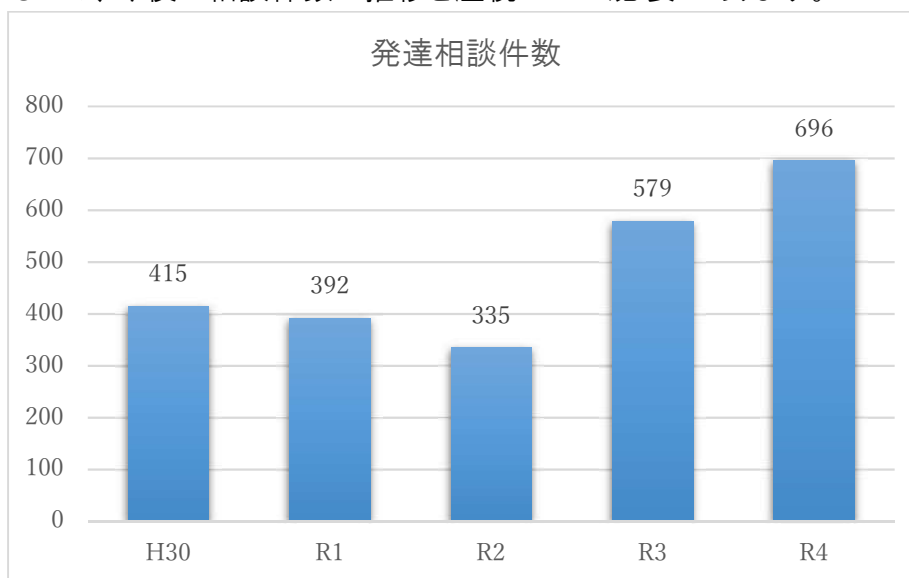
### (3)不登校児童・生徒数の推移

令和4年度の区立小・中学校の不登校児童・生徒数は、平成30年度と比較すると、小学校は約2.9倍の262人、中学校は約1.7倍の305人となり、いずれも過去最高となっています。



### 4 児童発達支援センターにおける発達相談等の推移

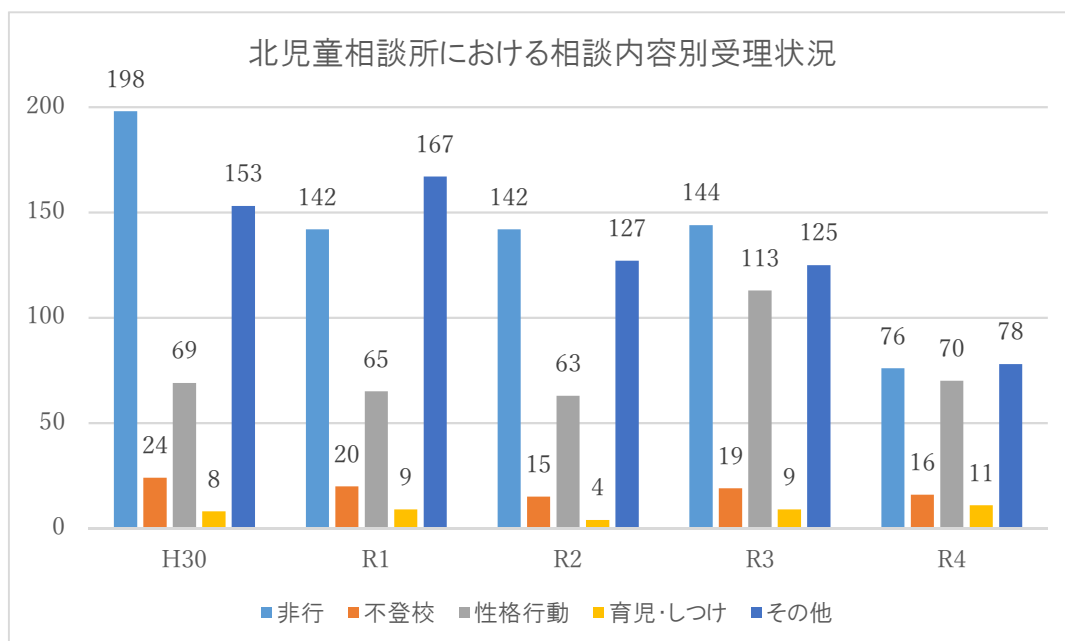
令和3年4月に子ども発達支援センターさくらんぼ園は、さくらんぼ園発達相談室と統合し、児童福祉法に基づく福祉型の児童発達支援センターに移行しました。児童発達支援センターにおいては、18歳未満の子ども達の発達や障害に関する様々な相談に対応しているため、今後の相談件数の推移を注視していく必要があります。



※H30～R2 は旧子ども発達支援センターさくらんぼ園の発達相談件数

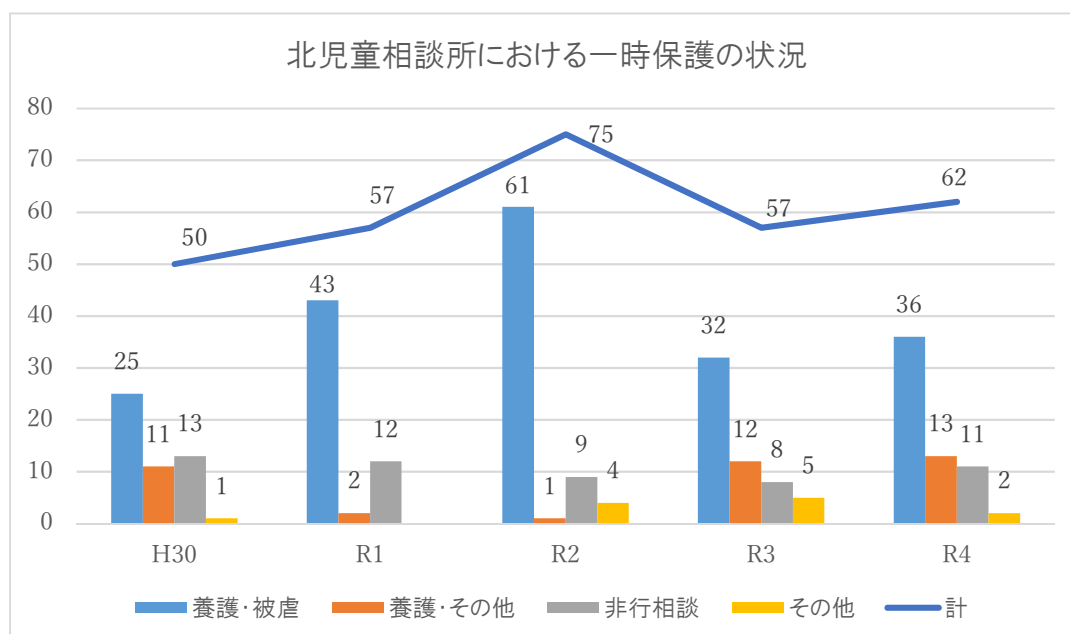
## 5 北児童相談所における各種相談件数等の推移

### (1) 非行、不登校、性格行動、育児・しつけ相談内容別受理状況



※荒川区(令和2年7月児童相談所開設)と板橋区(令和4年7月児童相談所開設)の児童相談所開設前の数字を含みます。

### (2) 北児童相談所における一時保護の状況



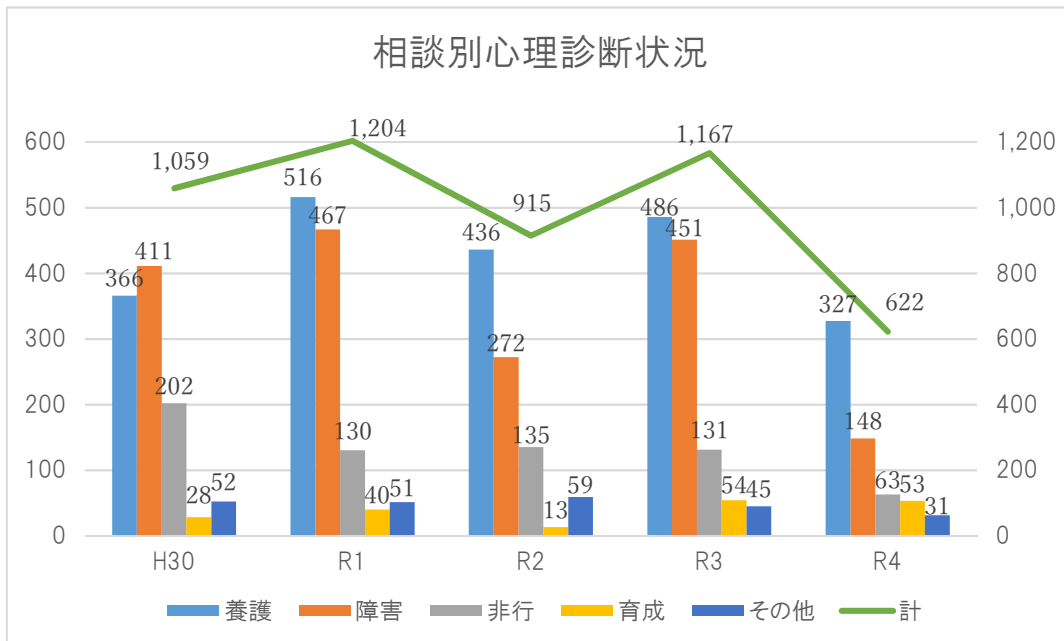
(3)北児童相談所における里親委託の状況

現在、都内には、虐待を受けた児童や、何らかの事情により実親による養育が困難で、公的責任において社会的な養育が必要な児童が約4,000人おり、児童養護施設や乳児院、養育家庭などで暮らしています。平成28年6月の児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であることや、子どもの家庭養育優先の原則が明記されたことを踏まえ、東京都では小規模化及び家庭的養護を進める具体的方策を定めた「東京都社会的養育推進計画」を策定し、令和11年度までに里親委託率を37.4%に定め、里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託推進を行っています。

北児童相談所においては、東京都社会的養育推進計画を達成するため、令和11年までに登録家庭数を35名に増やす必要があります。

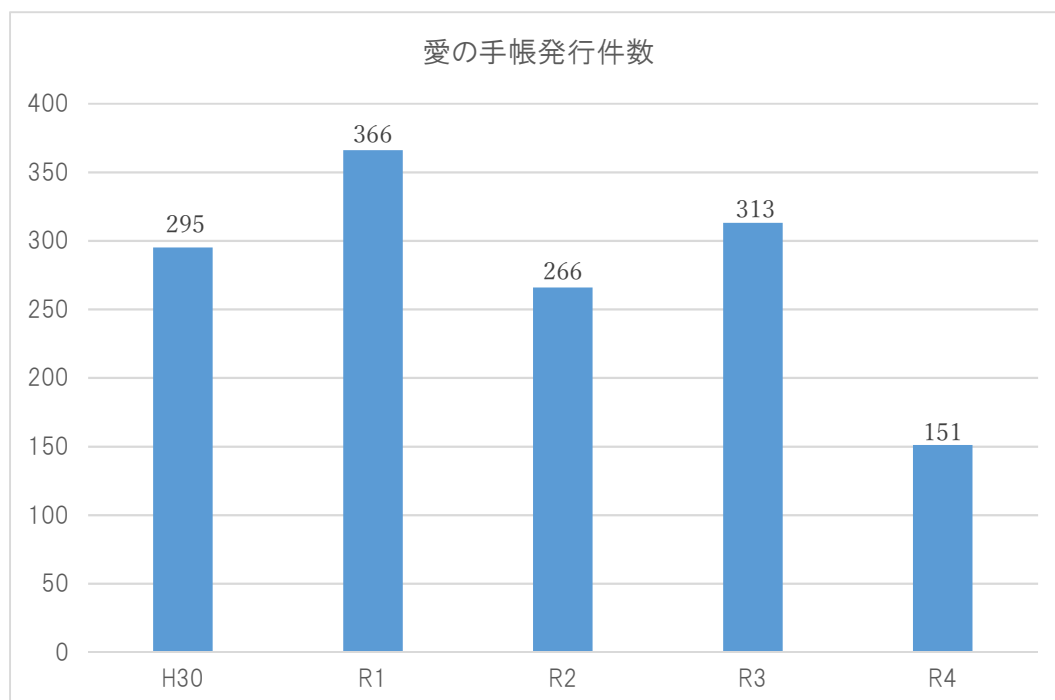
北児童相談所における里親委託の状況(北区のみ)			
年度	登録家庭数	委託家庭数	委託児童数
令和4年度	17	9	9
令和3年度	16	10	10
令和2年度	18	8	9

(4)北児童相談所における心理診断の状況



※荒川区(令和2年7月児童相談所開設)と板橋区(令和4年7月児童相談所開設)の児童相談所開設前の数字を含みます。

(5)北児童相談所における愛の手帳の発行件数



※荒川区(令和2年7月児童相談所開設)と板橋区(令和4年7月児童相談所開設)の児童相談所開設前の数字を含みます。

---

## 第3章 子どもや家庭への支援の現状と課題

---

### 1 児童相談所

北区における児童虐待対応は、北区子ども家庭支援センターが児童相談の一義的な窓口となり、専門性の高い困難事例については北区を管轄とする北児童相談所が中心となり対応しています。児童相談所が虐待の通告・相談を受けたときは「緊急受理会議」を開催し緊急性の判断を行い、調査方針や調査対象機関等を決定するとともに、子どもの安全確認の具体的な方法を決定し、家庭等への訪問や関係機関との連携により子どもの安全確認を実施し、児童虐待に至った要因についての各種診断や援助方針を決定します。児童虐待の通告内容や訪問・調査結果等から緊急に児童の安全確保が必要と判断される場合は一時保護等により児童を保護します。

#### (1)相談業務

子どもに関する養護や保健、障害、非行、育成相談等に対し、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、専門的な角度から総合的に調査、診断、判定し、それに基づいて援助方針を定め、関係機関等と連携しながら子どもの援助を行います。

#### (2)調査、専門診断

子どもや保護者の状況等を理解し、どのような援助が適切且つ必要であるかの判断をするための児童福祉司等による社会診断や児童心理司等による心理診断のほか、医師による医学診断、一時保護所の児童指導員、保育士等による行動診断等をもとに、総合診断を行います。

#### (3)援助、助言指導

子どもや保護者に、調査判定に基づき必要な指導を行います。措置によらない指導として「助言指導」「継続指導」等を行うとともに、措置による指導として「児童福祉司指導」「児童委員指導」「市町村指導」等を行います。

#### (4)一時保護

児童相談所長は、必要と認める場合には児童を一時保護し、又は、児童福祉施設、里親など適当な者に一時保護を委託することができます。一時保護には、緊急保護による場合、行動観察のために行う場合、短期入所指導のために行う場合があります。

#### (5)里親業務

里親に関する普及啓発や里親への相談援助、里親と児童のマッチング、里親委託児

童の養育計画の策定、養子縁組里親と養子及びその父母等への相談援助等を行います。

## 2 子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関わる総合相談窓口として、18歳未満の児童及び子育て家庭のあらゆる相談に対応するとともに、健康支援センターや北児童相談所等の関係機関と連携し、主に以下の事業を実施することで子育て家庭を支援します。

### (1) 児童虐待防止対策事業

児童虐待対策の一義的な相談窓口として、北児童相談所等と連携して、児童虐待対応及び、児童虐待の予防と早期発見、関係機関との連絡調整を行っているほか、養育支援事業を実施するなど、児童虐待防止に向けた対策事業を推進します。

年度	相談等対応数	児童虐待受理件数 (新規受理件数)	児童虐待 対応回数	家庭等訪問回数
令和4年度	28,574	617(523)	16,491	4,356
令和3年度	27,840	717(526)	16,880	4,097
令和2年度	16,779	733(519)	10,434	1,927

### (2) あそびのひろば(地域子育て支援拠点事業)

乳幼児と親の遊びの広場として、子育て相談を行うほか、親子ふれあい体操等の親子遊びや、管理栄養士による栄養相談等の各種事業を実施しています。

年度	利用者数	親子ふれあい体操	栄養相談
令和4年度	15,446 人	78 人	542 件
令和3年度	13,393 人	69 人	206 件
令和2年度	13,213 人	79 人	153 件

### (3) 子育てナビ(利用者支援事業)

子育て家庭や妊産婦のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業など、情報の提供を行います。

年度	来館	電話	合計
令和4年度	3,091 件	2,049 件	5,140 件
令和3年度	2,174 件	1,861 件	4,035 件
令和2年度	1,926 件	1,520 件	3,446 件

### (4) はぴママ・ひよこ面接(出産・育児応援事業)

生後6か月までの子どもの保護者を対象に、出産後の育児の不安を軽減し、安心し

て子育てができるように、子ども家庭支援センター及び児童館・子どもセンター等で面接を実施し、終了者にはカタログギフトを贈呈します。また、里帰り出産等で来館困難な保護者に対し、オンライン面接を実施しています。

年度	面接実施場所	面接案内 発送件数	件数	合計
令和4年度	子ども家庭支援センター	2,500 通	530 件	1,599 件
	児童館・子どもセンター(12 館)		1,069 件	
令和3年度	子ども家庭支援センター	2,647 通	524 件	1,629 件
	児童館・子どもセンター(12 館)		1,105 件	
令和2年度	子ども家庭支援センター	2,992 通	631 件	1,663 件
	児童館・子どもセンター(12 館)		1,032 件	

#### (5)ファミリー・サポート・センター事業

子育てと仕事の両立支援及び在宅で子育てをしている家庭への支援を目的に、子育て経験者など育児のサポートができる区民を募り、保育園等への送迎や一時的な保育など多様な保育ニーズに対応するとともに、地域住民の協力、連携のもとに、地域での子育て支援づくりを推進します。

年度	ファミリー会員	サポート会員	両方会員	活動実績
令和4年度	3,749 人	537 人	20 人	7,401 件
令和3年度	3,662 人	527 人	21 人	6,053 件
令和2年度	3,564 人	511 人	23 人	4,361 件

#### (6)乳幼児・子どもショートステイ

保護者が出産、出張や育児疲れ等で一時的に子育てが困難になった時に、短期間乳幼児・子どもを乳児院や児童養護施設で預かり、子育てを支援します。

年度	乳幼児ショートステイ	子どもショートステイ
令和4年度	10 日	139 泊
令和3年度	30 日	89 泊
令和2年度	6 日	73 泊

#### (7)安心ママパパヘルパー

出産予定日の1か月前から出産日前日までの家庭及び3歳になる前日までの子どもがいる家庭に対し、支援者の不在時にベビーシッター・産後ドゥーラを派遣し日常的な家事支援・育児支援を行います。



年度	種別	利用登録者数	利用者数	利用実績	
				無料分	有料分
令和4年度	単胎児	328人	159人	408時間	943時間
	多胎児	16人	10人		485時間
令和3年度	単胎児	386人	166人	423時間	1,019時間
	多胎児	26人	23人		246時間
令和2年度		327人	134人	376時間	772時間

### (8)ヤングケアラー

ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるため、子ども家庭支援センターにヤングケアラーコーディネーターを配置し、ヤングケアラー連絡会の開催やケース会議のコーディネート、ケース管理等を行うとともに、要保護児童対策地域協議会において、学校をはじめとする関係機関等と連携し支援しています。

### 3 児童発達支援センター

児童発達支援センターは、地域の中核的な療育支援施設として、未就学児童への児童発達支援や18歳未満の子どもの発達及び障害に関する様々な相談に取り組むなど、主に以下の支援を提供します。

#### (1)総合相談

18歳未満の子どもの障害・発達に関する相談を受け、必要に応じ発達検査や専門相談等を行い、児童発達支援事業所や関係機関を紹介することで子どもと家族を適切に支援します。

#### (2)児童発達支援

未就学児を対象に日常生活における基本的な生活動作の習得や自立のために必要な知識や社会性の獲得、ならびに集団生活への適応力を高めるよう療育「さくらんぼ」で支援します。また、個別専門療育として言語療法や作業療法などを個別に実施します。

#### (3)保育所等訪問支援

作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、保育士等の専門職が保育所等を訪問し、児童に対して集団生活への適応力を高めるための支援を行うとともに訪問先の子どもを担当する指導者への助言を行い、保護者に報告します。

年度	契約件数	訪問実績
令和4年度	11件	34回
令和3年度	5件	10回

※令和3年12月より事業開始

#### (4)障害児相談支援

指定障害児相談支援事業所として、通所受給者証取得のための相談及び障害児支援利用計画の作成を行います。

年度	契約件数	サービス等利用計画作成件数	モニタリング報告書作成件数
令和4年度	57件	196件	153件
令和3年度	67件	260件	122件
令和2年度	159件	235件	127件

#### (5)家族支援・地域支援等事業

親の会のグループ活動及び育児を学ぶペアレントトレーニング等の学習プログラムによる家族支援を行うとともに、さまざまな障害についての普及・啓発活動や講演会などを開催して地域支援を行います。

年度	講演会	プログラム
令和4年度	1回27人	16人
令和3年度	1回37人	8人
令和2年度	1回30人	8人

### 4 教育総合相談センター

教育の相談窓口として、教育相談、就学相談、不登校相談に対応するとともに、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けて特別支援教育の推進に取り組むなど、主に以下の事業を実施しています。

#### (1)総合相談

教育相談、就学相談、いじめなどに関する相談を北区在住の子ども本人や保護者、学校の教員より受け付け、教育相談担当が電話相談、来所相談及びメール相談を行うとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーや特別支援教育指導員が相談に応じ支援しています。

また、就学相談担当が障害のある児童・生徒一人ひとりの障害の種類や程度、心身の発達の状態等に応じて適切な教育が受けられるように就学及び転学の相談を受け付けています。

#### (2)適応指導教室

様々な要因で学校に行くことができない児童・生徒に対して居場所支援や学習支援を行い社会的自立に向けた支援を行います。

### (3)学校と家庭の連携推進事業

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題の改善に役立てるために支援員等を活用し、児童・生徒及び保護者の相談・支援体制を構築します。

### (4)スクールソーシャルワーカー活用事業

児童・生徒の家庭環境に起因する諸課題に対し、スクールソーシャルワーカーが学校・教育相談員・関係機関等と連携して相談等の対応を行います。

### (5)スクールカウンセラーの活用

いじめや不登校等の課題に対応するため、児童・生徒の心理に関する専門的知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を各学校等に派遣し、教職員と一体となって児童・生徒に関わる課題の解決にあたりるとともに、未然防止及び早期対応に取り組んでいます。

### (6)特別支援教育の推進

北区の目指す特別支援教育を推進するために、就学支援シートや学校生活支援シート、サポートファイル「さくら」等の作成・活用を図り、就学や転学、進学、自立・社会参加を見据え、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を進めています。また、全ての小・中学校において発達障害のある児童・生徒への特別支援教室における巡回指導を展開するとともに、特別支援学級での交流及び共同学習や、都立特別支援学校に通っている児童・生徒の副籍交流を進め、子どものニーズに応じたきめ細やかな学びの場を提供することに努めています。

そして、学校を中心として教育、医療、心理、保健、福祉、労働等の専門家や、教育委員会の各部署が連携を深め、インクルーシブ教育を具現化するために、北区の特別支援教育を推進しています。

### (7)特別支援学級等の運営

通級指導学級等の設備保守点検や管理運営を行うとともに肢体不自由児等への介助員を配置し、学校生活における身体介助や移動支援等を行います。

また、令和4年度から、区立学校(幼稚園及び認定こども園を含む。)へ就学する医療的ケア児の在籍校(園)へ看護師の配置を実施し、医療的ケアを要する児童が安心して学校生活を送ることができるよう適切な医療的ケアを実施しています。

### (8)日本語学級(日本語通級学級)

日本語指導や学校生活適応指導を中心に、帰国児童・生徒、外国人児童・生徒の実態に即した効果ある指導を行い、自己のもつ能力や特性を十分に発揮させ、集団生

活によりよく適応できるよう支援しています。

#### (9)不登校対策

不登校児童・生徒の状況が様々であることをふまえ、個々にあった多様な「居場所」と「学びの形態」が提供できるよう支援します。

### 5 関係機関との連携

子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応が重要です。区が児童相談所を設置する際も、これまで以上に様々な分野の関係機関と連携を図り、子どもと家庭に必要な支援をしていきます。

#### (1)健康支援センター

健康支援センターは、乳幼児から大人、健康な方から障害を持つ方など、健康に関する身近な保健事業を行っています。北区では、子育て世代包括支援センター事業や乳児家庭全戸訪問等を通して、子どもの発育や発達状況、子どもや保護者の心身の健康問題、養育環境等を把握し、養育支援が必要な家庭に対して専門的な技術支援を行う等の虐待の発生予防に対する取り組みをはじめ、虐待を受けた子どもとその保護者に対して家族全体を視野に入れた支援を行っています。

#### (2)保育園、学校、幼稚園、こども園、児童館

保育園、学校、幼稚園、こども園、児童館については、子どもが長い時間を生活する場であり、子どもの変化に気づきやすく、児童虐待を発見しやすい立場にいるため、支援を要する子ども等を把握した際に連携しています。今後も個別ケース検討会議や定期的な情報共有等を行い、緊密な連携ができる仕組みを構築します。

また、一時保護や児童養護施設等入所により地域から離れていた子どもの家庭復帰等の際には、保育園、学校、幼稚園、こども園、児童館等の関係機関と連携し、子どもと家庭の支援に向けた役割分担や支援体制等を構築します。

#### (3)障害福祉課

児童相談所の開設にあたり、愛の手帳の判定から福祉サービスへのつながりをはじめ、児童相談所が関わる子ども・家庭における福祉サービスの利用などの支援体制を構築します。また、各機関の役割分担や機能を整理し、虐待や障害など、複合的な問題を抱えたケースについて、適切に対応していきます。18歳以上の知的障害者又は身体障害者の施設入所措置を解除、延長する場合には、障害福祉課と十分に協議していくため、速やかに情報共有ができる仕組みを構築します。

#### (4) 民生委員・児童委員/主任児童委員

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談者として、子どもたちが健やかに育つように区内各関係機関、保育園、幼稚園、学校、社会福祉協議会等と連携し、見守りやその手助けをするなど、地域に最も密着した支援を担っています。児童相談所は、主任児童委員と連携を図り、地域の子どもやその家庭の実情把握に努めるとともに、巡回相談、啓発・予防活動等地域の子どもやその家庭のニーズに対応した支援を行う場合には、主任児童委員に情報を提供し連携を図ります。

#### (5) 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止並びに被害者の保護及び自立支援を図ることを目的とします。配偶者から暴力を受けた被害者が、同伴した子どもの安全を守れないおそれがある場合、子どもの前で、配偶者に対する暴力が行われ、子どもへ心理的な影響がある場合は、児童相談所等の専門的知見を活用し、子どもにとって最善の援助がなされるよう連携を図ります。

なお、対応に当たって、配偶者からの暴力の被害者及びその子どもの安全が損なわれることのないよう、十分な協議のうえで対応します。

#### (6) 医療機関

児童相談所が配置する医師のみでは対応が難しい医学的診断・治療が必要になるケースについて、迅速かつ適切に対応するため、児童相談所と医療機関は、緊密な連携体制を構築することが重要です。医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産師会については、要保護児童対策地域協議会の構成メンバーであり、より緊密な連携体制を構築します。

#### (7) 警察

児童虐待による外傷やネグレクト、性的虐待があると考えられるケースや通告受理後、48時間以内に安全確認ができないケースのほか、児童虐待に起因した一時保護や施設入所の措置を解除し家庭復帰するケース等について、児童相談所と警察は虐待行為の悪化や再発防止のため、連携強化を図ります。

また、立入調査や臨検捜索の際に援助要請を行うなど、警察と連携し迅速な対応を行うことができる体制を整備します。

## 6 複合施設開設に向けた課題

子ども・子育て・教育に関わるあらゆる相談に迅速に対応できる体制を整えるために、各相談機能が連携し、効果的・効率的な相談支援を行う必要があります。これまでそれぞれの部署で対応していた相談について、複合施設のメリットを生かした情報共有や協議を行うことでそれぞれの専門性を集結し、子どもと家庭の状況に合わせた適切な支援につなげます。複合施設開設に向けて主に以下の課題の整理を行います。

### (1) 複合施設における各相談機能の連携と相談体制の強化

児童相談所、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センターがそれぞれの専門性を複合施設に集結し、学校等の関係機関と連携しながら子どもや保護者を効果的に支援できる体制を構築する必要があります。

また、子どもや保護者等を支援するため、組織として職員それぞれのさらなる専門性の向上に努める必要があります。

### (2) 児童福祉及び母子保健部門の包括的な支援体制の構築

北区は、これまで子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が連携し、妊産婦や子育て家庭を支援してきましたが、令和4年6月の児童福祉法等の一部改正を踏まえ、市町村は全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。令和6年度の改正児童福祉法施行に向けて、児童福祉及び母子保健部門の包括的な支援体制を構築するとともに、令和8年度の複合施設では、児童福祉部門と母子保健部門がより連携し、子どもや保護者への支援を充実させる必要があります。

### (3) 相談者に寄り添った相談体制の構築

複合施設では、子どもに関わる虐待や障害・発達、不登校・いじめ等の様々な相談等を受け付けます。様々な相談窓口がある中で子どもや保護者が迷うことなく相談できる体制を整備する必要があります。例えば、児童発達支援センターでは、障害児に係る成長及び発達に関する相談や療育に関する相談を行っています。一方、教育総合相談センターの就学相談担当は、障害のある児童・生徒一人ひとりの障害の種類や程度、心身の発達の状態等に依じて適切な教育が受けられるように就学及び転学の相談を受け付けています。それぞれの目的がありますが、複合施設では子どもや保護者が相談しやすい体制を構築する必要があります。

### (4) 児童発達支援センターのさらなる機能強化

北区は、これまで福祉型の児童発達支援センターを運営してきましたが、令和4年6月の児童福祉法改正を踏まえ、令和6年度から児童発達支援センターは、障害種別に

関わらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型(福祉型、医療型)の一元化を行います。今後も3障害(知的・発達・肢体不自由)それぞれの特性に併せた必要な専門性を強化するとともに、地域での中核的機能を強化するために高度な専門性に基づく発達支援や家族支援、地域連携を効果的に実施できる体制を構築する必要があります。

#### (5)一時保護所における子どもの権利擁護と学習支援体制の構築

子どもの権利を守るため、子どもの意見表明を支援する「子ども意見表明支援員」(子どもアドボケート)の配置や、一定の独立性を持つ第三者機関等の体制を整備する必要があります。

また、一時保護中の子どもの「教育を受ける権利」を守るため、普段の学習環境と同様の授業時間を設定するとともに、学習支援員の配置状況等により科目が限定されない学習支援体制を構築する必要があります。なお、学習支援を行ううえで、子どもの在籍校と連携しながら学習を進める必要があります。

#### (6)不登校児童・生徒への支援強化

全国的にも不登校の児童・生徒が増加しているなか、北区においても教育相談、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの各相談内容の不登校に対する相談が増加傾向にあります。令和5年度に開催した不登校対応検討会においても、区における不登校の相談窓口の整備や個々にあった多様な「居場所」と「学びの形態」が提供できるよう環境の整備が求められています。また、不登校児童・生徒が増加するとともに、不登校となった要因や背景は児童・生徒によって様々であることから、ICT等を活用した学校外における教育機会の確保など児童・生徒の状況に応じた学習支援を行う必要があります。

---

## 第4章 児童相談所等複合施設開設に向けた基本的な考え方

---

### 1 基本方針

児童相談所等複合施設を開設することで、子どもに関わる虐待や障害・発達、不登校等の相談に迅速に対応できる包括的な相談支援体制を構築し、子どもを中心に子どもの最善の利益を優先した支援を行います。

### 2 実現の方策

#### (1) 児童虐待への確実な対応と各相談機能の連携

住民にとって最も身近な行政である区が児童相談所を設置することにより、児童虐待の未然防止、早期発見、虐待が発生した場合の迅速な対応とその後の家庭復帰への支援や地域における見守りまで、切れ目のない一貫した支援体制を構築します。

なお、児童相談所の設置に併せ、これまで児童虐待の一義的窓口であった子ども家庭支援センター（以下「子ども家庭支援課」という。）の役割や組織体制等を見直し、専門性をもった両機関が役割分担のもと協力し子どもと家庭への支援を強化します。児童相談所子ども連携支援課相談支援係では、事務職や福祉職等により児童虐待初動体制を一元化し迅速に対応するとともに、児童相談所子ども連携支援課里親支援係において里親や家庭復帰などに力を入れることで児童相談所児童援助課児童福祉係のケースワーカーがケースワークに専念でき更なる専門性の向上につながる体制を構築します。

また、児童相談所や子ども家庭支援課においては、教育総合相談センターのスクールソーシャルワーカー等とともに12中学校圏域で地区担当制を導入し、学校や地域等の関係機関にとって顔の見える支援体制を構築します。また、各相談機能の連携を強化するため、事務室の座席についてはグループフリーアドレスを実施します。

#### (2) 児童虐待未然防止強化と児童福祉及び母子保健部門の包括的支援体制の構築

児童福祉法第12条に基づく行政機関である児童相談所と児童及び妊産婦の支援拠点である子ども家庭支援課を複合施設内にそれぞれ独立した組織として整備し、子ども家庭支援課を区民に身近で気軽に相談できる窓口として存続させるとともに、親子がのびのびと過ごすことのできる居場所や子育ての悩みを相談できる環境を整備することで、児童虐待の未然防止を強化します。

また、こども家庭センターについては、令和6年度から新たに出産・子育て支援担当課を設置しサポートプランの作成を行うなど、関係機関と連携し児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行います。

さらに、令和8年度の複合施設開設に向け、児童福祉部門と母子保健部門の連携の



一層の充実に向け検討します。

### (3) 気軽に相談できる体制と相談者に寄り添った支援の構築

あそびのひろばに面した1階に総合相談窓口を設置し、子どもや保護者が気軽に相談できる体制を整えるとともに、児童虐待や発達・障害、不登校等の様々な専門の相談窓口にも子どもや保護者が迷うことなく相談できる体制を構築します。あそびのひろばにおいては、0歳から3歳までの乳幼児親子の利用に加えて、18歳未満までの相談体制を強化するため、SNSを活用した相談体制の充実を検討するとともに、3歳以上の子どもなどに対する参加しやすいイベント等を実施します。

なお、乳幼児親子の利用時間との調整を行い、学齢期以上の子どもが気軽に立ち寄り学習等を行うスペースを提供するとともに、あそびのひろばにカフェを併設し、くつろぎの空間を提供することで、親子や地域の方に気軽に足を運んでいただける立ち寄りやすい複合施設を目指します。

また、障害や発達等の相談については、これまで保護者等の相談の主訴により担当部署が支援してきましたが、複合施設では発達や就学の双方の内容に係る相談等を横断的に対応するなどこれまで以上に連携を強化します。また、心理検査は、愛の手帳の取得や、子どもの発達特性の明確化、転学、巡回指導就学などの基礎資料とするなど様々な目的で実施していることを踏まえ、保護者に同意をとることなどを前提に、ケース管理を一元化し、検査結果やアセスメント結果を効果的に活用し、子どもや保護者の相談のしやすさや負担感の軽減を図ることができる体制を構築します。

### (4) 児童発達支援センターのさらなる機能強化

児童発達支援センターは民間活力を活用し、継続して児童発達支援に関わる事業の推進に取り組むことで地域の中核的な役割を担うとともに、令和6年度から開始する福祉型・医療型の一元化で肢体不自由児も対象になることから、専門療育として理学療法を取り入れ、運動機能の基本動作の促進や身体のバランス等の発達支援の充実を図り、医療的ケア児の支援のための受入れ体制を整備します。

また、地域における障害または発達に課題のある子どもへの療育やその家族への支援の質の向上を図ることで早期からの支援を行うための体制を強化し、インクルージョンの推進等を図ります。

### (5) 一時保護所における子どもの権利擁護と学習支援体制の構築

一時保護された子どもの権利を守るため、子どもが自由に意見を表明できる機会を確保し相談しやすい体制を整えます。子どもが一時保護所に入所する際には、生活の中で感じることや今後のあり方等について意見表明できること、万が一、権利侵害があった場合に不服申し立てができることなどを子どもの年齢や理解に応じて職員がリーフレッ

ト等を用い説明します。

また、一時保護所に意見箱等を設置し、子どもが意見表明しやすい環境を整えるとともに、定期的に子ども会議を実施するなど、管理職を含め職員が子どもたちの意見等に耳を傾け、考え等を尊重します。子どもの意見表明を支援する「子ども意見表明支援員」（子どもアドボケート）の配置や、一定の独立性を持つNPO等の第三者機関等における審査・調査については国の動向を注視するとともに、他自治体を参考に引き続き検討します。

一時保護中の子どもの学習支援については、子どもの「教育を受ける権利」を守るため、普段の学習環境と同様の授業時間を設定するとともに、学習用タブレット端末の活用や学習指導員が子どもの学力や特性に配慮した学習支援を行います。なお、学習支援については、民間の活力を含め総合的な支援体制の充実を構築するとともに、複合施設内に配置する教育総合相談センター（適応指導教室）や子どもの在籍校と連携しながら学習を進めることができるよう検討します。在籍校への通学支援については、子どもの安全を第一に個々の状況や一時保護となった背景をくみ取り、子どもの権利条約にも規定されている「休む権利」等にも配慮するなど、子どもの意思を確認し支援できるよう検討します。一時保護中は、子どもの安全を確保するため、外出、通信、面会等を制限することがありますが、関連法規に従い、且つ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とします。

#### (6)不登校児童・生徒への支援強化

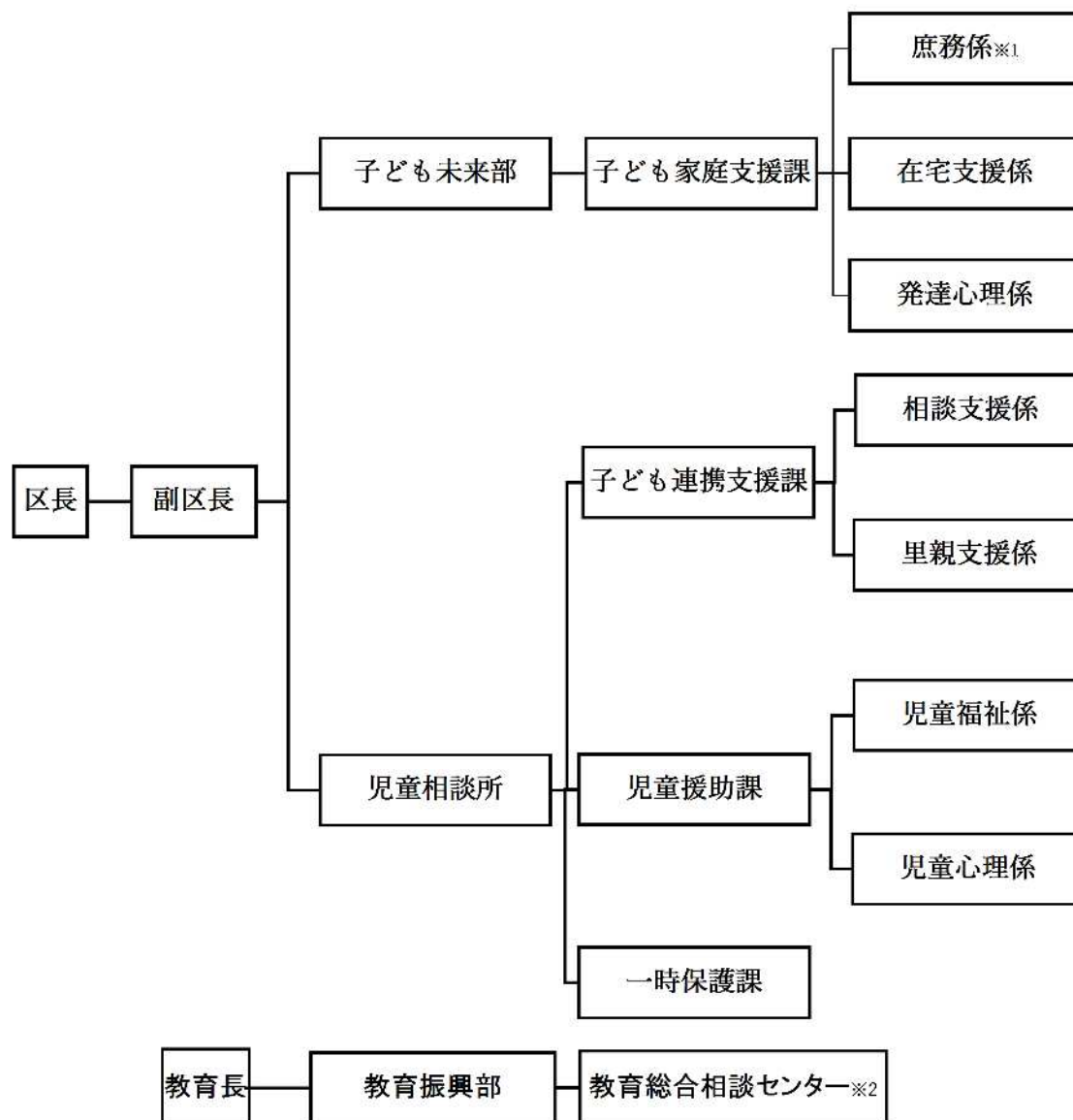
教育総合相談センターは、教育に係る総合相談窓口として、心身に障害のある児童・生徒の学びの相談を受け付ける就学相談や、いじめや不登校などの学校や家庭における教育上の様々な課題に対する教育相談を担います。これまでの教育相談対応を踏まえ、複合施設では、児童相談所や子ども家庭支援課、児童発達支援センターと連携し、教育と福祉の両輪で子どもや保護者を支援します。

また、適応指導教室（ホップ・ステップ・ジャンプ教室）は、不登校の児童・生徒が、在籍校へ籍をおいたまま、学校長の判断に基づき通級対応として、主に学習指導を中心に支援を行うとともに、従来の適応指導教室で実施している講義形式の実施内容に加え、今後は、一人1台端末「きたコン」の学習支援ソフトの活用や、バーチャル空間を活用した学習など、様々な手法を取り入れるなど民間の活力を含めて検討を進めます。

さらに、学習にのれない子どもも多く、まずは「ほっとできる居場所」としての機能も持ちながら、個人のペースに合わせて、学習意欲に結び付けていくことが大切と言われており、個々にあった多様な「居場所」と「学びの形態」等の環境を構築します。

## 第5章 児童相談所等複合施設の組織体制と職員配置

### 1 組織体制



※1 児童発達支援センターについては外部委託を予定しています。

※2 子ども未来部や教育振興部は複合施設内に設置する組織のみ記載しています。  
また、組織名は現時点の想定で仮称です。今後変更になる場合があります。

## 2 児童相談所等複合施設各課係の主な業務

部	課係	主な業務
子ども未来部	子ども家庭支援課 庶務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合施設の施設管理に関すること。</li> <li>・あそびのひろば、ファミリー・サポート・センター事業、総合相談窓口、児童発達支援センターの管理に関すること。</li> </ul>
	子ども家庭支援課 在宅支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもとその家庭に係る相談に関すること。</li> <li>・子どもに対する虐待の防止に関すること。</li> <li>・子ども及び家庭の支援に係る関係機関との連携及び調整に関すること。</li> </ul>
	子ども家庭支援課 発達心理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発達や障害に関する相談に関すること。</li> </ul>
児童相談所	子ども連携支援課 相談支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待通告の受付及び初期対応に関すること。</li> <li>・受理会議等の実施とその事務に関すること。</li> <li>・措置事務等に関すること。</li> </ul>
	子ども連携支援課 里親支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親制度の普及啓発に関すること。</li> <li>・里親の相談及び援助に関すること。</li> <li>・養子縁組に関する相談及び援助に関すること。</li> <li>・家族再統合に関すること。</li> <li>・児童養護施設等の相談及び対応に関すること。</li> </ul>
	児童援助課 児童福祉係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査、社会診断及び指導に関すること。</li> <li>・相談業務全般についての連絡調整に関すること。</li> <li>・一時保護の実施等に関すること。</li> <li>・里親や児童福祉施設等への措置及び家庭指導等に関すること。</li> <li>・家庭裁判所に係属する事件に関すること。</li> </ul>
	児童援助課 児童心理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども、保護者等の心理診断、心理支援に関すること。</li> <li>・一時保護している子どもの心理診断、心理支援に関すること。</li> <li>・愛の手帳、各種証明書等に関すること。</li> <li>・関係機関に対し、児童福祉や心理学の観点から助言等を行うこと。</li> </ul>
	一時保護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の一時保護に関すること。</li> <li>・保護児童の行動観察及び生活指導に関すること。</li> <li>・保護児童の給食及び諸給与品に関すること。</li> </ul>

教育振興部	教育総合相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談(就学相談を含む。)に関すること。</li> <li>・特別支援教育に関すること。</li> <li>・特別支援教育推進計画に関すること。</li> <li>・特別支援学級に関すること。</li> <li>・適応指導教室に関すること。</li> </ul>
-------	------------	--

### 3 職員配置

児童相談所等複合施設においては、児童相談所と子ども未来部、教育振興部の4課1センター体制で管理職を6名配置します。

部課係名	区分	常勤・会計年度任用職員等	人数	備考
子ども未来部				
子ども家庭支援課長	—	常勤	1	
子ども家庭支援課 庶務係※1	事務	常勤	8	
	事務	会計年度任用職員	2	
子ども家庭支援課 在宅支援係	児童福祉司 SV	常勤	1	係長
	児童福祉司	常勤	13	
	児童心理司	常勤	1	
	福祉経験者等	会計年度任用職員	1	保健師、社会福祉士等
子ども家庭支援課 発達心理係	事務、保健師、心理士	常勤	5	
	心理士	会計年度任用職員	4	
小計(A)			36	
児童相談所長	—	常勤	1	部長
子ども連携支援課長	—	常勤	1	副所長
子ども連携支援課 相談支援係	事務	常勤	10	事務、初動体制、人材育成
	児童福祉司 SV	常勤	1	
	児童福祉司	常勤	6	初動体制
	警察経験者等	会計年度任用職員	4	
	虐待対応協力員	会計年度任用職員	2	
	医師	特別職非常勤など	—	
	弁護士	特別職非常勤など	—	
	児童相談業務事務員(司クラーク)	会計年度任用職員	4	

子ども連携支援課 里親支援係※2	児童福祉司 SV	常勤	1	
	児童福祉司	常勤	2	
	保健師	常勤	2	
	家庭復帰支援員	会計年度任用職員	1	施設入所等児童に 対する家庭復帰支援 業務等
	養育家庭専門員	会計年度任用職員	1	里親等に対する支援 業務等
児童援助課長	-	常勤	1	
児童援助課 児童福祉係	児童福祉司 SV	常勤	3	
	児童福祉司	常勤	15	チーフ3名
児童援助課 児童心理係	児童心理司 SV	常勤	2	
	児童心理司	常勤	13	
小計(B)			70	
一時保護課長	-	常勤	1	
一時保護課※3	保育士、児童指導員	常勤	34	係長1、男11女11 幼11
	看護師	常勤、会計年度任用職員	3	常勤2、会計年度任用職員1
	児童対応職員	会計年度任用職員	10	日勤のみ
	夜間指導員	会計年度任用職員	7	
	事務補助	会計年度任用職員	2	
	心理士	会計年度任用職員	2	
	嘱託医	会計年度任用職員	1	
小計(C)			60	
小計(D)=(B)+(C)			130	
教育振興部				
教育総合相談センター所長	-	常勤	1	課長
教育総合相談センター 庶務・事業、就学相談、 教育相談担当 ※4	事務、福祉職、心理士	常勤	12	
	SSW、心理士等	会計年度任用職員	27	
小計(E)			40	
総合計(F)=(A)+(D)+(E)			206	

- ※1 あそびのひろば及び児童発達支援センターは外部委託を予定しています。
- ※2 里親支援係においては、里親支援を行うとともに民間活力を活用したフォスタリング機関へ外部委託を予定しています。
- ※3 一時保護所における学習指導員及び栄養士は外部委託を予定しています。
- ※4 適応指導教室事業は外部委託を予定しています。

児童福祉司の人数は、より丁寧に寄り添った支援を行うため、北区においては子ども家庭支援課を含めて42人の配置を予定しています。

なお、児童福祉司の人数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めます。  
(児童福祉法第13条第2項)

また、児童福祉司の配置標準は、各児童相談所の管轄地域の人口3万に1人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量(児童虐待相談対応件数)に応じて上乘せを行うこととしています。

児童福祉司配置人数(令和5年4月1日時点)

[人口ベース]  $355,170 \div 30,000 \doteq 12$  名

[業務量による上乘せ]  $\{(584+523)-(355,170 \times 0.1\%)\} \div 40 \doteq 19$  名

※北児童相談所と子ども家庭支援センターにおける虐待対応件数を考慮し計算します。

○児童福祉司 12名 + 19名 = 31名

○児童心理司 児童福祉司2人につき1人配置します。

#### 4 児童相談所の人材確保・育成

児童相談所の人材確保・育成については、東京都や先行自治体等への派遣研修を実施し準備を進めています。

なお、児童福祉司については、児童相談所における法対応等の専門性の確保・向上を図るとともに、地域に根差した寄り添い型支援を行う子ども家庭支援センターの役割や支援方法を理解し、子どもや家庭に最も効果的な支援を行うことができる職員の育成に努めます。児童心理司については、他自治体の複数の児童相談所での勤務を経験することで、様々な面接・検査技法等の専門性の向上に努めます。一時保護所の職員については、保育園や児童館での勤務経験を踏まえ、先行自治体の一時保護所で勤務することで、子どもの安全や年齢にあったコミュニケーションのほか、LGBTQ+や文化・慣習・宗教等による日課の違い、発達障害など、個別具体の子どもの特性に応じた対応ができる職員の育成を目指します。事務職については、先行自治体での経験や子ども家庭支援センターにおける初期対応を経験するなど人材育成に努めます。

#### 平成 25 年度～令和 5 年度までの実績

種別	派遣先	派遣期間	人数	備考
児童福祉司	東京都児童相談所	平成 25 年度	1	
		平成 26 年度	1	
		平成 27～28 年度	1	※
		平成 29 年度	1	
		平成 30～令和 4 年度	1	※
		令和元～3 年度	1	
		令和 2～3 年度	1	
		令和 3～4 年度	1	
		令和 4 年度～	1	※
		令和 4 年度	1	
		令和 5 年度～	2	※
	さいたま市	令和元～3 年度	1	※
		令和 3 年度	1	
		令和 4～5 年度	1	※
		令和 4～5 年度	1	
	荒川区	令和 2～3 年度	1	※
		令和 3～4 年度	1	
		令和 4～5 年度	1	
		令和 5 年度～	1	※



	中野区	令和 4～5 年度	1	
	板橋区	令和 4 年度	1	※
		令和 5 年度	1	※
児童心理司	東京都児童相談所	令和 2～3 年度	1	※
		令和 4～5 年度	1	※
	さいたま市	令和 4～5 年度	1	※
		令和 5 年度～	1	※
	荒川区	令和 2～3 年度	1	※
		令和 4～5 年度	1	
	中野区	令和 4～5 年度	1	※
		令和 5 年度～	1	※
板橋区	令和 5 年度～	1	※	
一時保護所	荒川区	令和 5 年度	1	※
	板橋区	令和 4 年度	1	※
		令和 5 年度	2	※
		令和 5 年度～	1	※
	港区	令和 5 年度	1	※
事務	板橋区	令和 5 年度～	1	※
	中野区	令和 5 年度～	1	※

※複数の自治体への派遣を経験した職員を示しています。

#### 経験年数令和5年度末見込み

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年以上	計
児童福祉司	8 人	5 人	2 人	0 人	5 人	20 人
児童心理司	3 人	2 人	0 人	2 人	0 人	7 人
一時保護所	4 人	1 人	0 人	0 人	0 人	5 人
事務	2 人	0 人	0 人	0 人	0 人	2 人

#### 令和6年度以降の予定

種別	派遣先	派遣期間	人数	備考
児童福祉司	東京都児童相談所	～令和 6 年度	1	※
		令和 6～7 年度	3	
		～令和 7 年度	1	※
		令和 7 年度	3	※
		令和 7 年度	2	

	荒川区	～令和 6 年度	1	※
		令和 6～7 年度	1	
		令和 7 年度	1	
	板橋区	令和 6～7 年度	1	
	中野区	令和 6 年度	1	※
	先行自治体 A	令和 6～7 年度	1	
		令和 6～7 年度	1	※
先行自治体 B	令和 6～7 年度	1		
児童心理司	東京都児童相談所	令和 6～7 年度	1	
		令和 7 年度	2	※
	中野区	～令和 6 年度	1	※
		令和 7 年度	1	※
	さいたま市	～令和 6 年度	1	※
		令和 6～7 年度	1	※
		令和 7 年度	1	
	板橋区	～令和 6 年度	1	※
		令和 7 年度	1	
	先行自治体 I	令和 6 年度	1	※
令和 7 年度		1		
一時保護所	荒川区	令和 6 年度	3	※
		令和 7 年度	5	
	板橋区	令和 6 年度	1	※
		令和 6 年度	3	※
		令和 7 年度	5	※
		令和 7 年度	1	
	先行自治体ア	令和 6 年度	3	※
		令和 7 年度	4	※
	先行自治体イ	令和 6 年度	1	※
		令和 7 年度	1	※
	先行自治体ウ	令和 6 年度	1	※
		令和 7 年度	3	※
事務	板橋区	～令和 6 年度	1	※
		令和 6～7 年度	1	
	中野区	～令和 6 年度	1	※
	先行自治体①	令和 6～7 年度	1	

		令和7年度	1	
--	--	-------	---	--

※複数の自治体への派遣を経験した職員を示しています。

#### 経験年数令和7年度末見込み

経験年数※1 職種	1年	2年	3年	4年	5年 以上	計	未経験	総計
児童福祉司	8人	10人	3人	2人	8人	31人	0人	31人
割合	25.8%	32.3%	9.7%	6.5%	25.8%	100%	0%	
児童心理司	2人	2人	5人	2人	4人	15人	0人	15人
割合	13.3%	13.3%	33.3%	13.3%	26.7%	100%	0%	
一時保護所	7人	6人	5人	1人	2人	21人	13人※2	34人
割合	20.6%	17.6%	14.7%	2.9%	5.9%	61.8%	38.2%	
事務職	1人	4人	0人	0人	0人	5人	5人※3	10人
割合	10.0%	40.0%	0%	0%	0%	50.0%	50.0%	

※1 経験年数はこれまでの経験年数を加えていること、また採用予定の職員については、経験者採用の最低条件を加えています。

※2 一時保護所の未経験13人は、半年程度の経験ができるように今後調整します。

※3 事務の未経験5人は児童相談所開設準備担当課で、開設準備を経験している職員とします。

## 第6章 児童相談所等複合施設の相談体制

### 1 子ども家庭支援課

#### (1)総合相談窓口

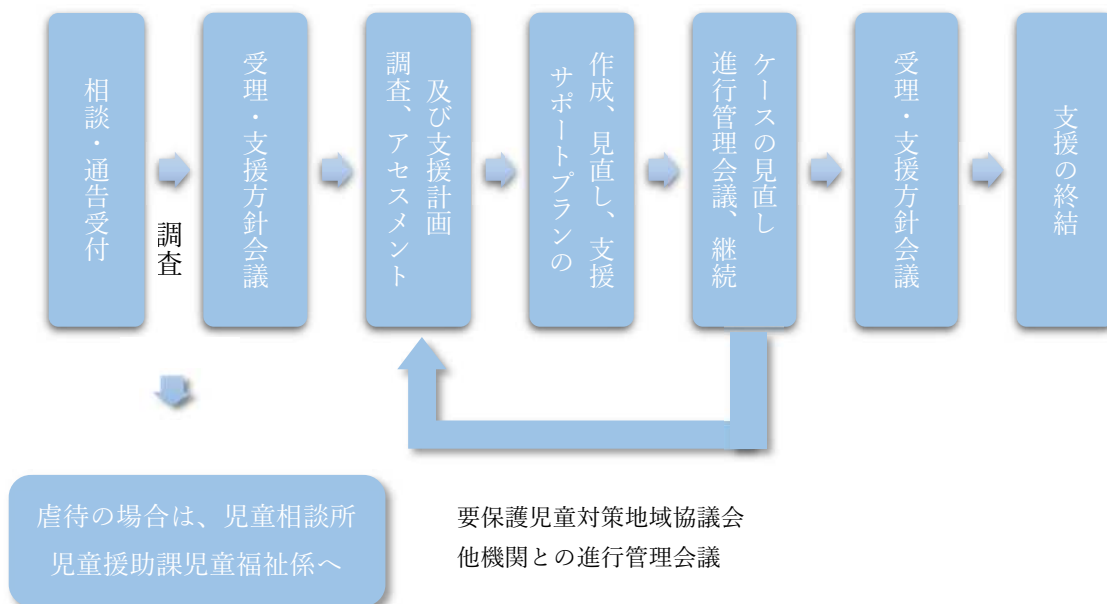
子ども家庭総合支援拠点である子ども家庭支援課のあそびのひろばに面した1階に総合相談窓口を設置し、相談者が迷うことなく子育ての不安や悩み等を相談しやすい環境を整備します。総合相談窓口において地域における見守りや支援が必要な子どもや家庭の相談があった場合は在宅支援係に引継ぐとともに、相談の内容により必要に応じて専門機関に速やかにつなぐ等子どもや保護者へ切れ目のない支援を行います。

なお、これまで児童虐待の一義的な窓口は子ども家庭支援センターでしたが、児童相談所開設後は、児童相談所子ども連携支援課相談支援係を窓口とし、児童虐待初動体制を一元化し迅速に対応します。

#### (2)在宅支援係における相談

子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応し、虐待の未然防止や早期発見について重点的に取り組める体制を構築します。できる限り妊産婦、子どもや保護者の意見や希望を確認し、福祉、保健・医療、教育等の関係機関のコーディネートや必要なサービスにつないでいくソーシャルワークを中心的に行っていきます。

#### 【相談の流れ】



#### ①相談・通告の受付

相談を受け、問題の内容など必要な情報を的確に把握します。家庭全体の問題としてとらえ必要に応じて指導、助言を行い、虐待や非行、及びその疑いがある場合や子どもの安全に関して危機状況と考えられる場合には、速やかに緊急受理会議や合同会議を開催し児童相談所につなぎます。主訴が子どもの発達や障害に関する相談の場合は、保護者等の状況に応じて発達心理係に引き継ぎます。

#### ②受理・支援方針会議(緊急受理会議)

受け付けた要支援児童等について、可能な範囲で基本情報等の調査を実施します。受理・支援方針会議にて当面の方針や主たる支援者、更なる調査の範囲等を決定しますが、早急に対応するため協議が必要な場合には、随時緊急受理・支援方針会議を開催します。主に妊産婦や乳幼児ケースでは、健康支援センターが会議に参加するなど適宜合同会議を行います。なお、主担当が児童相談所である虐待等ケースの一部を、児童相談所との合同会議における協議を経て在宅支援係でも受け付けることとなりますが、その際、子どもや家庭の具体的な情報や支援方針等が十分に共有され、協働できる仕組みを構築します。

#### ③調査、アセスメント及び支援計画

関係機関等に協力を求め、家庭の生活状況や得られた情報に関する事実把握を行った上で、原則、子どもや保護者及び妊婦に直接会って話を聴き、意向や意見を確認します。子どもと保護者等の安全・安心や支援のためのニーズ把握を意識し、それぞれがおかれている状況を総合的・多角的に評価します。必要に応じて個別ケース会議を開催し、それらを基に内部の支援計画を検討、作成します。

#### ④サポートプランの作成、見直し、支援

継続的な支援が必要なケースでは、子どもや保護者及び妊婦との面接等による丁寧な聞き取りを重ね相談関係を形成し、サポートプランを協働して作成するなどニーズに応じた支援の利用に結びつけます。サポートプランの作成や必要な支援の実施が困難な場合においては、こども家庭センターや個別ケース会議で利用勧奨や措置、児童相談所への引継ぎ等、次の方策を検討し支援計画に反映させます。サポートプラン等の作成や見直しにあたり、特に妊産婦や乳幼児で健康支援センターとの一体的な支援が必要な場合に、両者のサポートプラン等を連動させ切れ目ない支援が適切に提供できるよう留意します。また各種進行管理会議を実施し、サポートプラン等に基づき関係機関や地域資源等と十分に連携を図り、主担当や主たる支援機関を明確に効果的な支援を協働で実施します。

#### ⑤要保護児童対策地域協議会

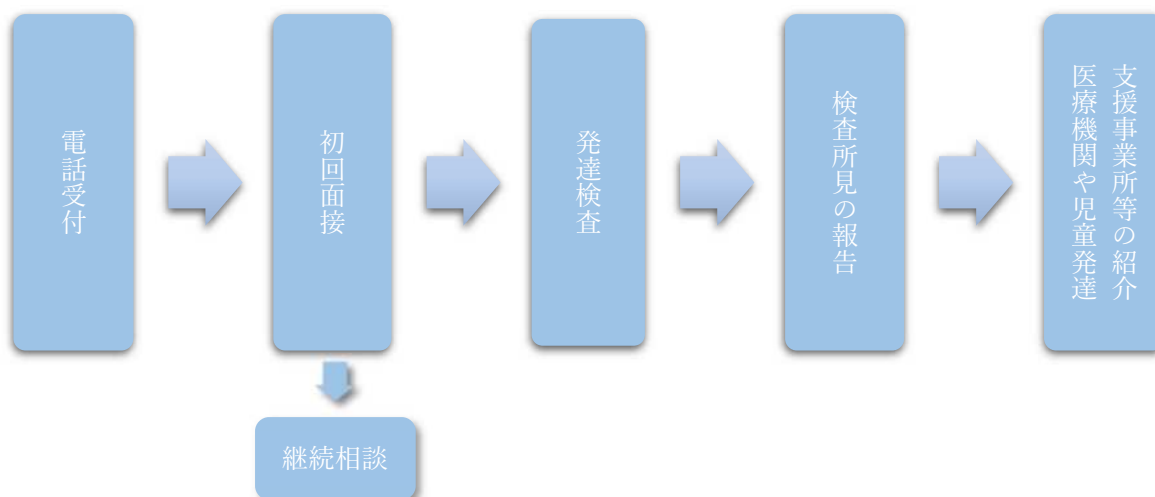
要保護児童対策地域協議会は、支援対象児童等の早期発見や適切な保護、子どもや保護者及び妊婦への支援を図るために設置しており、引き続き子ども家庭支援課が調整機関となります。関係機関が共に考え、地域全体で支援することを目的とする場

であり、事務の総括や支援実施状況の進行管理等を担います。組織的な支援体制整備を図るための代表者会議や実務者会議(児童相談所や母子保健、DV、ヤングケアラー等の分科会における進行管理等を含む)や虐待の未然防止や早期対応、子どもの最善の利益の観点から情報共有・協議等を行う個別ケース検討会議を実施します。

### (3)発達相談

子どもの発達や障害での心配や困り事などに関する相談に応じ、一人ひとりの発達状況や障害特性に合わせて、その特性や対処の仕方、専門機関への支援を案内します。相談を受け付け、初回面接(インテーク)を行い、必要に応じて発達検査を実施します。検査所見の報告(フィードバック)後、診断や児童発達支援を求める場合はそれぞれ医療機関や児童発達支援センターをはじめとする児童発達支援事業所、訪問看護ステーション等を紹介します。また、教育や学校での学び等に関する相談は、教育総合相談センターへと円滑に連携します。

#### 【相談の流れ】

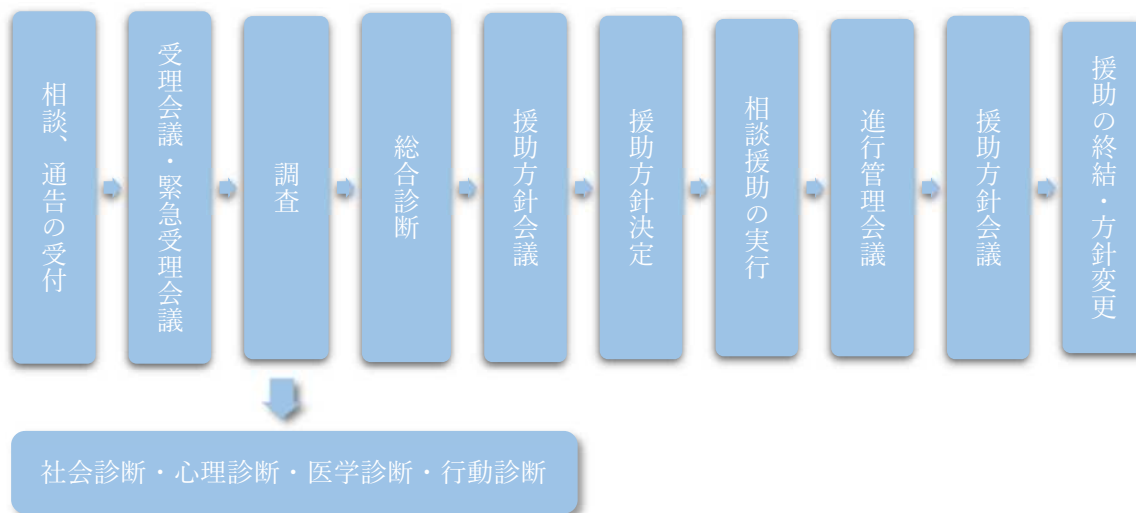


## 2 児童相談所

### (1) 児童相談所における相談援助活動の展開

全ての相談が児童相談所の責任において対応します。相談、通告の受付から調査、各種診断(社会診断・心理診断・医学診断・行動診断)を行い受理会議、援助方針会議で援助方針の組織決定を行います。

#### 【援助の流れ】



### (2) 専門職による総合的な相談対応

児童相談所が受け付けた相談は、児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士、警察経験者、一時保護所職員による専門職が、個別のケースごとに連携し、子どもと家庭が抱える問題の解決を目指し、調査、診断、援助の決定を行います。受理会議では、児童相談所が受け付けた相談の内容から、既にとられた対応の適否や調査・診断中の結果を報告、再検討し、最も効果的な相談援助方法を検討します。援助方針会議は、受理会議後、児童相談所が相談援助活動を行うこととしたすべてのケースの援助方針について検討を行います。

また、援助方針決定で、子ども家庭支援課在宅支援係(以下「在宅支援係」という。)の機能が必要と判断したケースは、合同による会議を開催し、協働支援、情報共有、引継ぎ等の検討を行い、子どもと保護者が安心安全に生活できる環境や親子の関係性の修復等に取り組める支援体制を構築していきます。

### (3) 児童相談所の相談運営

#### ① 相談・通告受付

児童相談所の相談は、電話や来所、文書、訪問等で受け付け、児童福祉司や児童心理司等の専門職が対応します。これまで、児童虐待を含め、子どもに関する相談は、一義的に子ども家庭支援センターが受け付けていましたが、児童相談所設置に当たり、

児童虐待相談については、初期の相談窓口を児童相談所に一元化し子ども連携支援課相談支援係(以下「相談支援係」という。)が中心となり対応します。

#### ②相談・通告受理

児童相談所は通告や相談を受けた際は迅速に調査等を開始し、受理会議(虐待の場合は緊急受理会議)を開催し、対応方針や緊急性、担当者の決定等を確認します。在宅支援係に入った通告や相談で虐待が疑われるものは、在宅支援係と児童相談所が合同で緊急受理会議を開催し、相談支援係に担当を引継ぎ、今後の対応の方向性を明確にします。

#### ③調査、アセスメント、援助及び支援

児童虐待対応の初動を担当するのは、相談支援係とします。相談支援係は、初期調査や緊急受理会議の調整、48時間以内の安全確認を迅速に行います。その後、初期調査を行いアセスメントシート等の内容や、弁護士等の専門的知見を活用し、方針の検討を行います。中・長期的な支援が必要と判断した場合には、児童福祉係に引継ぎます。これらは援助方針会議において多角的に検討し、組織として援助方針を決定します。児童虐待以外のケースについては、児童や家庭の状況を踏まえ在宅支援係が対応します。

#### ④合同会議

合同会議は、児童相談所と在宅支援係の職員で構成し開催します。ケースが関係機関の隙間に落ち、責任の所在が曖昧になることを防ぐため、合同での協議の上、アセスメントや情報共有、協議を対面で行い主担当を定めます。子育てや家庭の悩み等の養育困難が主のケースは在宅支援係へ、一時保護や法的対応が必要なケースは児童相談所へ引継ぎを行います。また、協働が必要なケースや一時保護等から家庭復帰する場合なども協議を行い、緊密な連携のもとに相談援助活動を行います。

#### ⑤家庭復帰支援

養育家庭や児童養護施設等に措置した子どもが、家庭での生活を送れるように、子どもや家庭を支援します。担当する児童福祉司が里親支援係や在宅支援係と連携し、地域の関係機関と家庭復帰プログラムを作成するとともに、児童心理司が子どもの心身の状況等を確認しながら支援を行います。必要に応じて子どもの養育者へ心理療法等の様々なプログラムを実施します。

#### ⑥進行管理会議

児童相談所と在宅支援係は、それぞれが対応しているケースの状況について進行管理を定期的に行います。

#### ⑦児童相談所と子ども家庭支援課の連携・協力

ア 児童福祉係と子ども家庭支援課の在宅支援係は、現在ある12校の中学校圏域を踏まえた地区担当制を実施し、年間を通して同一の職員が担当し関係機関との連携を強化します。また、児童相談所と子ども家庭支援課が連携しやすい執務



環境を整備し、ひとつのチームとして顔の見える職員体制を構築します。なお、複合化する教育総合相談センターのスクールソーシャルワーカーの担当区域についても、児童福祉係、在宅支援係と同様の中学校圏域に整理し、複合施設設置後に緊密な連携ができるよう整備します。

- イ 合同会議、緊急受理会議で在宅支援係による地域でのきめ細かい関わりが必要と判断した場合や、一時保護や児童養護施設等から地域で生活を開始する家庭は、里親支援係と連携し、同席面接や家庭訪問、在宅サービスの調整を行い、親子が安心して暮らせるよう子どもと家庭を支援します。
- ウ 在宅支援係が支援する家庭で、子どもに心理的な判定や評価が必要だと判断した場合は、児童心理係と連携し支援を行います。

#### ⑧児童相談所の夜間休日等の体制

児童相談所は、夜間、土・日・祝日を含め、電話受付業務を都や先行区での実績ある事業者へ外部委託するとともに、緊急性が高い（48時間以内の安全確認が必要等）児童虐待及び警察からの身柄通告に職員が対応できる体制を整備します。

#### ⑨メンタルフレンド

メンタルフレンドの導入に向けて、複合施設のメリットを生かした運営方法や応募者の資格要件、活動方法等について検討します。

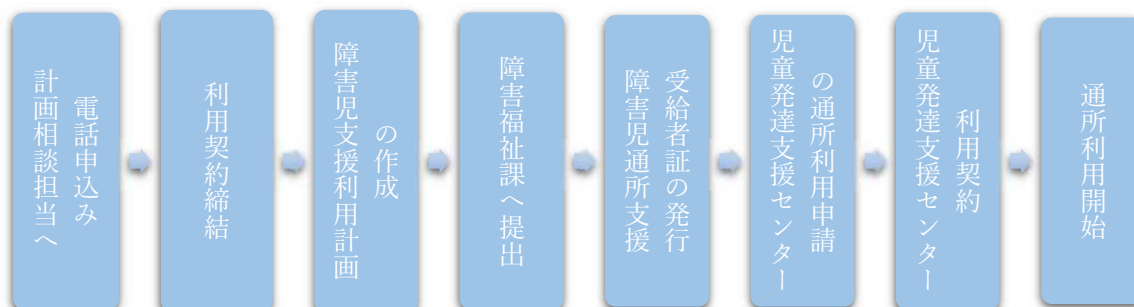
また、安定して応募者を確保するために、区内の大学等に対して、制度の周知や募集について協力を求めています。

### 3 児童発達支援センター

児童発達支援センターでの通所支援を受けるには、「障害児支援利用計画」の作成を依頼するために障害児相談支援（計画相談）担当、もしくは他の指定障害児相談支援事業所と利用契約を結び、作成後、障害福祉課へ提出し、支給決定を経て、障害児通所支援受給者証が必要となります。

そして、「障害児支援利用計画」と「障害児通所支援受給者証」に基づいて申請を行い、通所利用契約を結び、通所利用が可能となります。利用に際しては、日常生活の動作や集団生活への適応等の能力を身につける発達支援を提供します。

【通所利用の流れ】（発達心理係で「児童発達支援センター」の紹介を受けた場合）



#### 4 教育総合相談センター

北区在住のおおむね18歳未満を対象として、学習の遅れ、いじめ、不登校、特別支援教育、就学、転学等の、学校や家庭における教育上の様々な問題に対して、子ども本人、保護者、学校等からの相談に応じ、学校等の関係機関と連携し、子どもにとって最適な学びが提供できるよう努めています。

##### (1)教育相談

相談の中で事実関係や気持ちを整理するとともに、今後の見通しを立てるなど、悩みや問題解決に向けて支援します。

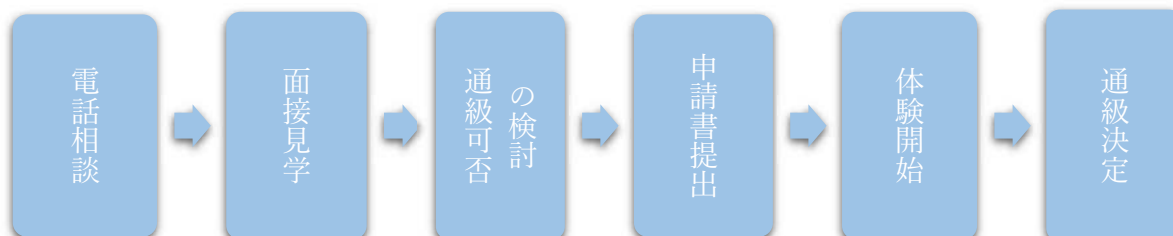
###### 【教育相談の流れ】



##### (2)適応指導教室

様々な原因で学校に登校できない児童・生徒に対して、学校に登校できるよう支援するとともに、社会的に自立できる力を養うことを目的としています。

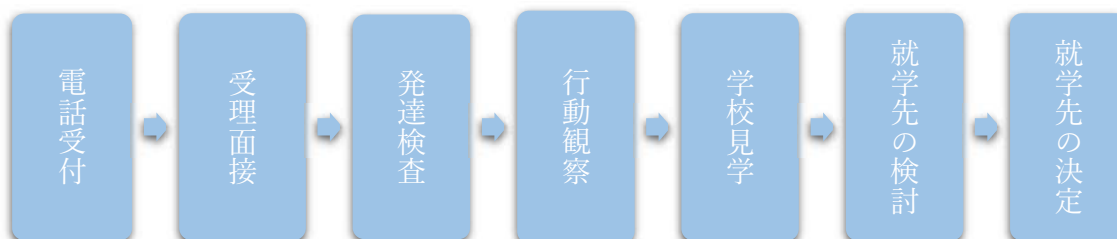
###### 【適応指導教室通級の流れ】



##### (3)就学相談

心身に障害または発達に心配のあるお子さんの小学校・中学校への就学に関する相談を受け付けています。就学相談は、お子さんが自らの夢に向かって、もっている能力を十分に生かしながら自立し、社会参加のできる力を身に付けていくために、適切な教育の場や支援の方法を保護者と一緒に考え支援します。

###### 【就学相談の流れ】



---

## 第7章 一時保護所の業務と整備方針

---

### 1 一時保護所の業務

#### (1)設置目的

一時保護所は、「児童福祉法第12条の4」に基づき児童相談所に付設若しくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置し、虐待、放任、非行等の理由により、おおむね2歳以上18歳未満の子どもを一時的に保護するための施設です。

北区においても、厚生労働省が作成した「一時保護ガイドライン」に基づき、子どもの最善の利益を考慮し、家庭的環境の中で子どもの権利が尊重され安心して生活できる保護の実施と、子どもへの適切な面接や指導等をスムーズに行うため、児童相談所に一時保護所を付設します。

なお、令和4年6月の児童福祉法等の一部改正を踏まえ、令和6年4月に施行される「一時保護施設の設備・運営に関する基準」について、一時保護施設の第三者評価や児童の権利擁護等の基準を遵守するとともに、設備や職員配置基準等に則した体制を整備します。

#### (2)一時保護の実施

一時保護は、原則以下の場合において実施します。

##### ①緊急保護

ア 棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合

イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合

ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

##### ②行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

##### ③短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合

#### (3)一時保護の期間

原則2か月以内とします。ただし、引き続き保護の必要がある場合は、延長ができません。2か月を超える一時保護が親権者の意に反する場合は、家庭裁判所の承認が必

要となります。

#### (4)一時保護委託及び一時保護所の相互利用

##### ①乳幼児(おおむね2歳未満)

子どもの状況に応じて里親又は乳児院、病院等へ一時保護を委託します。

##### ②幼児以上(おおむね2歳以上18歳未満)

子どもの行動上の問題や虐待の影響等への専門的なケアの必要性に応じて、警察、医療機関、児童福祉施設、里親その他児童相談所長が適当と判断した者に一時保護を委託することができます。

##### ③他区との連携

原則自区での一時保護としますが、子どもやその家庭の状況により適切な支援をすることが困難な場合は、他自治体へ一時保護を委託するなど相互利用等の連携を図ります。

## 2 一時保護所の整備方針

### (1)一時保護所の理念

子どもたちが穏やかな気持ちで自分らしさを発揮できるよう、子どもの権利を尊重し、あたたかく家庭的な雰囲気の中で子どもの気持ちに寄り添った支援を行います。

### (2)定員及び居住環境

#### ①定員20人(学齢女子8人、学齢男子8人、幼児4人)

北児童相談所(北区管内)における一時保護実績は、平成30年度から令和4年度までの平均年間保護人数が60人(A)であり、1人当たりの平均保護期間が42日(B)であるため、1日当たりの平均保護人数を約6.9人 $[A \times B \div 365 \text{日}]$ と想定しました。定員については、開設後の一時保護件数の増加等にも対応できるよう、先行自治体の状況も踏まえ、その約3倍に当たる20名とします。

<年間保護人員(北区管内)>

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
50人	57人	75人	57人	62人

#### ②居住環境

##### ア 居住(学齢児)

子ども一人一人のプライバシーに配慮し、学齢児居室、トイレ及び浴室を個室とします。また、過ごしやすさを意識し、十分な広さを確保した開放的なリビングと、目的に合わせて利用できるプレイルームの配置を行います。

##### イ 居住(幼児)

のびのびと過ごせるように十分な広さの寝室と保育室を整備し、中庭においては

光や四季を感じられる空間の確保を行います。

#### ウ 静養室

病気の時、安静に過ごせることや、気持ちを落ち着かせることができるよう、シャワー、トイレを完備した静養室を女子・男子・幼児の各ブロックで整備します。

#### エ 学習室

学習支援において子どもの状況や特性、学力等に配慮した柔軟な対応ができるよう、学習室を区分けできる可動間仕切りを設置します。また、観察や実験のできる理科室等の環境も整備します。

#### オ 体育館

外出に制限がある子どもたちが健康的な生活が送れるよう、のびのびと運動ができる広さの体育館を整備します。

### 3 一時保護所の職員体制

#### (1)職員体制

様々な事情で保護されてきた子どもたちへのケアを行うため、児童養護施設の職員配置基準を上回る職員体制にします。

##### <保育士・児童指導員の配置>

勤務体系	早番	日勤	遅番	夜勤
女子ブロック	1人	3人	1人	1人
男子ブロック	1人	3人	1人	1人
幼児ブロック	1人	2人	1人	1人
計	3人	8人	3人	3人

※夜勤については、各ブロックから3日に1度、1人を追加配置し、4人体制で勤務できるようにします。また、正規職員以外に夜間指導員(会計年度任用職員)として1人の追加配置も想定しています。

#### (2)勤務体系

勤務体系	勤務時間
早番	7:00～15:45
日勤	8:30～17:15
遅番	13:15～22:00
夜勤	16:30～翌 9:30

### (3) 日課

【学齡児】平日日課

時間	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時
小学生	起床	朝食/自由時間	朝礼	学習時間(45分授業)				昼食/昼休み	学習時間	自由時間			夕食	自由時間/入浴		就寝
中学生以上	起床	朝食/自由時間	学習時間(50分授業)				昼食/昼休み	学習時間	自由時間			夕食	自由時間/入浴		就寝	

【学齡児】休日日課

時間	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時
小学生	起床	朝食/自由時間	自由時間				昼食	自由時間				夕食	自由時間/入浴		就寝	
中学生以上	起床	朝食/自由時間	自由時間				昼食	自由時間				夕食	自由時間/入浴		就寝	

【幼児】平日日課

時間	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時
幼児	起床	朝食	自由時間	保育時間			昼食	午睡	おやつ	保育時間	自由時間	夕食	自由時間/入浴	就寝		

※幼児の土日祝日の日課は、保育時間を自由時間として設定し、家庭的な過ごし方ができるよう検討します。

※自由時間については、子どもの意見を参考に年齢にふさわしい遊びやレクリエーションができる環境を整え、遊ぶ権利を保障します。

### (4) 支援体制

#### ① 子どもの安全確保

一時保護所では、保護された子どもたちが安全に生活し、自分のことを大切に今後の生活を考えることができるよう体制を整えます。子ども同士の暴力や活動中の事故、感染症等の集団感染等が起こらないよう努めるとともに、障害やLGBTQ+、宗教や文化の違い等の配慮が必要な子どもに寄り添った支援を行い、子どもたちが過ごしやすい環境となるよう運営します。

なお、一時保護中は、子どもの安全を確保するため、外出、通信、面会等を制限することがありますが、関連法規に従い、且つ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とします。

#### ② 子どもの権利擁護

一時保護された子どもの権利を守るため、子どもが自由に意見を表明できる機会を確保し相談しやすい体制を整えます。子どもが一時保護所に入所する際には、生活の

中で感じることや今後のあり方等について意見表明できること、万が一、権利侵害があった場合に不服申し立てができることなどを子どもの年齢や理解に応じて職員がリーフレット等を用い説明します。

また、一時保護所に意見箱等を設置し、子どもが意見表明しやすい環境を整えるとともに、定期的に子ども会議を実施するなど、管理職を含め職員が子どもたちの意見等に耳を傾け、考え等を尊重します。なお、子どもの意見表明を支援する「子ども意見表明支援員」(子どもアドボケイト)の配置や、一定の独立性を持つNPO等の第三者機関等における審査・調査についても国や他自治体の動向を注視し、運用方法を構築していきます。

### ③子どもの学習支援

一時保護中の子どもの「教育を受ける権利」を守るため、普段の学習環境と同様の授業時間を設定するとともに、学習用タブレット端末の活用や学習指導員が子どもの学力や特性に配慮した学習支援を行います。

なお、学習支援については、民間の活力を含め総合的な支援体制の充実を図るとともに、複合施設内に配置する教育総合相談センター(適応指導教室)や子どもの在籍校と連携しながら学習を進めることができる支援体制を構築します。

また、通学支援については、子どもの安全を第一に個々の状況や一時保護となった背景をくみ取り、子どもの権利条約にも規定されている「休む権利」等にも配慮するなど、子どもの意思を確認し支援できるよう運用します。



## 第8章 施設概要

### 1 施設概要

赤羽駅から徒歩5分程度の場所に、児童相談所・一時保護所の整備に併せて、教育総合相談センター、児童発達支援センター等を複合化します。

(1)設置場所及び建物規模(地上4階建て)

設置場所	東京都北区赤羽台1-1-13(旧赤羽台東小学校跡地)
敷地面積	約5,000㎡
延べ面積	約6,800㎡



(2)各階の主な諸室

階数	主な諸室
1階	あそびのひろば、児童発達支援センター(療育)、カフェ等の飲食スペース等
2階	児童相談所・教育総合相談センター等事務室、相談室、会議室等
3階	教育総合相談センター(適応指導教室)、児童相談所、プレイルーム、体育館、相談室等
4階	児童相談所、体育館



## 2 開所時間

### (1) 複合施設の開所時間

平日(月曜日～金曜日。年末年始を除く)午前8時30分から午後5時15分まで  
※児童相談所における夜間休日等の対応は、外部委託等を含め検討し、通報者や相談者からの電話を24時間365日確実に受けられる体制を構築します。

### (2) あそびのひろばの開所時間

総合相談窓口を設置した「あそびのひろば」を毎日開所(午前9時から午後5時。祝日及び年末年始を除く)し、他機関が閉館している時間でも区民からの相談に応じることができる仕組みを構築します。

### (3) 適応指導教室の開所時間

平日(月曜日～金曜日。年末年始を除く)午前9時から午後3時30分まで

---

## 第9章 社会的養護

---

### 1 社会的養護の基本的な考え方

社会的養護とは、保護者の不在や虐待等の様々な要因により、保護者による適切な養育を受けられない児童を、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

児童相談所が一時保護した子どもについて、家庭復帰が困難である場合は、児童養護施設や里親委託などの社会的養護を行います。平成28年の児童福祉法改正で、国が定めた新しい社会的養育ビジョンを踏まえ、北区においても家庭的養育を優先とした、里親による家庭的養護の推進を図るとともに、乳児院や児童養護施設などの養育環境の小規模化の取り組みと併せて、社会的養護が必要な子どもを家庭的な環境で養育できるよう努めます。

### 2 里親制度の充実に向けて

#### (1) 北区の里親支援体制

児童相談所に里親支援係を配置し、里親担当児童福祉司2名、会計年度任用職員1名を配置し、里親のリクルートや子どもと里親家庭のマッチング等、里親養育の支援を包括的にサポートできる体制を構築します。

また、里親登録や養育の推進を図るため、フォスタリング機関を整備し民間の活力を活かした一貫性・継続性のある充実した里親支援体制を構築します。

#### (2) 里親委託促進に向けた取り組み

子どもと里親にとってより良いマッチングを行うため、里親支援係の里親担当が児童福祉係の地区担当児童福祉司とともに、東京都や先行区等と広域連携を行うことで委託促進を図り、子どもや里親が安心して生活できるよう、関係機関の見守り体制や地域の子育て支援サービスの案内を行うなど、里親養育に役立つ多くの支援を提供します。

#### (3) 養育家庭の社会的理解を促進

区では里親登録や里親委託数の拡大に向けて、子どもや里親が社会から孤立しないよう、養育体験発表会等を開催することで社会的理解を促進するとともに、子どもや里親同士が交流し相談できる場の提供や子育てのやりがいや負担感を共有でき環境を構築します。

### 3 区内の児童養護施設との連携

児童養護施設は、保護者がいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持ちます。区内には、児童養護施設星美ホームが1か所あり、社会的養護を支える重要な基盤となっています。現在、区は子どもショートステイ事業を外部委託(星美ホーム)していますが、児童相談所開設後は、一時保護委託や里親、フレンドホーム(※)、児童養護施設等退所者支援等についても連携していけるよう協議していきます。

※児童養護施設や乳児院で生活する子どもに夏休みや週末を利用して家庭生活を経験する機会を提供する制度です。

### 4 区内の母子生活支援施設との連携

母子生活支援施設は、生活上の様々な問題を抱え子どもの養育にお困りの母子世帯の生活と自立を支援する児童福祉施設です。近年では、DV被害者が入所者の多くを占めており、母子が一緒に生活し支援を受けることができる唯一の児童福祉施設という特性を活かし、保護と自立支援の機能の充実が求められており、区児童相談所開設後も連携できるよう検討します。

### 5 社会的養護の課題と対応

以下の施設については、児童養護施設等の入所施設の広域利用や里親の相互委託、一時保護所の相互利用などと同様に、実施方法等に関する都区間の協定を締結し、子どもの最善の利益を守り、いずれは地域で自立した生活を送ることができるよう、連携体制の構築を図ります。

#### (1) 乳児院

乳児院は、保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設です。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持ちます。短期の利用は、子育て支援の役割であり、長期の在所では、乳幼児の養育のみならず、保護者支援、退所後のアフターケアを含む親子関係再構築支援の役割が重要となります。区児童相談所の一時保護所は、2歳以上の子どもを対象とすることから、乳児については児童相談所が乳児院に一時保護委託を行います。その他、地域の育児相談や、ショートステイ等の子育て支援機能を担っています。

北区においては、東京都内の乳児院の定員や北区の措置乳児数の推移を注視し乳児院誘致の検討も含め準備を進めていきます。

## (2) 児童心理治療施設

児童心理治療施設は、心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行います。現在、東京都には児童心理治療施設はありませんが、東京都児童相談センターが実施する治療指導事業の活用について、東京都と調整を行っていきます。

## (3) 児童自立支援施設

子どもの行動上の問題から生活指導等を要する子どもに、子どもの状況に応じて必要な指導を行い、自立を支援する施設です。入所や通所による支援に加え、家庭環境の調整や地域支援、アフターケアなどの機能充実を図りつつ、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しくなったケースの受け皿としての役割を果たしています。

現在、区内に児童自立支援施設はありませんが、地方自治法に基づく「事務の委託」により、既存の都立施設を活用し、入所の調整を行っていきます。

## (4) 自立援助ホーム

自立援助ホームは、義務教育を終了した満20歳未満の児童等や、大学等に在学中で満22歳になる年度の末日までにある者(満20歳に達する日の前日に自立援助ホームに入居していた者に限る)であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業です。

現在、区内に自立援助ホームはありませんが、東京都や先行区等との広域調整により入所の調整を行っていきます。

## 6 児童養護施設等退所後の支援

満18歳となり児童養護施設や里親、自立援助ホームを退所する若者等への支援については、児童相談所による継続的なアセスメントに基づき、区内児童養護施設等の関係機関やNPO等と連携を図り、区の様々な支援メニューの活用を含め自立に向けた支援を検討します。

また、自立に向け必要となる安定的な居住環境や若者等がいつでも相談できる居場所等については、国や東京都、先行区等の状況を注視し、広く継続的な支援ができるよう体制を構築します。

---

## 第10章 計画策定の経緯

---

### 1 経緯

- 平成28年 6月 児童福祉法等の一部改正
- 平成30年12月 旧赤羽台東小学校跡地の利活用計画を策定
- 令和 元年 6月 児童福祉法等の一部改正
- 令和 2年 7月 北区児童相談所等複合施設基本構想を策定
- 令和 3年12月 北区児童相談所等複合施設基本計画を策定
- 令和 4年 5月 北区児童相談所等複合施設基本計画住民説明会開催
- 令和 4年 6月 児童福祉法等の一部改正
- 令和 5年 4月 北区児童相談所等複合施設運営指針(中間まとめ)住民説明会開催
- 令和 5年 7月 北区児童相談所等複合施設新築ブロックプラン住民説明会開催
- 令和 6年 2月 北区児童相談所等複合施設運営指針を策定

### 2 今後の予定

- 令和 6年 9月 複合施設建設工事着工
- 令和 6年度末 東京都との協議開始
- 令和 7年度中 国との事前協議開始
- 令和 7年度末 政令指定要請
- 令和 8年 9月 複合施設竣工
- 令和 8年12月 複合施設運営開始(児童相談所及び一時保護所を除く)
- 令和 9年 2月 児童相談所及び一時保護所開設

---

## 第11章 児童相談システム等

---

### 1 児童相談システムの構築

児童相談所の開設に向けて、迅速かつ適切に児童相談に対応できるよう、児童相談所業務に必要な機能を新たに備えたシステムを構築するとともに、全国の要保護児童等に関する情報共有システムや既存の児童家庭相談システム等との連携を図ります。システムの活用により職員の事務負担の軽減を図り、効率的かつ効果的な運用を目指します。

#### (1)情報の連携

児童虐待等の困難を抱える子どもの早期発見・早期支援のため、複合化する施設の機関における情報の連携や活用を検討します。

#### (2)セキュリティ対策

システムの構築及び運用に当たっては、「東京都北区情報セキュリティ基本方針に関する規程」及び「東京都北区個人情報管理規程」等の規定を遵守し、適切な対策を講じていきます。

#### (3)スケジュール

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
システム構築計画	システム構築検討	契約締結 システム動作検証	システム稼働 データ移行

### 2 今後の検討

(1)児童家庭相談システムと母子保健システムの機能を連携し、相談記録及び各種プランの作成と情報の一元化について検討します。

(2)児童虐待通告や他機関から電話の通話音声、AIを搭載したシステムがテキスト化し通話後の記録作成を軽減するとともに、相談者への迅速な対応を行うため、対応者以外が瞬時に状況把握できるようシステムを検討します。また、虐待の危険度を判定するAIの導入を検討します。

(3)東京都や先行自治体で導入している外部から児童相談所の番号を通知できるス

スマートフォンを採用し、外出先から保護者や関係機関等へ連絡できる仕組みを構築するとともに、現場での迅速な判断や経過記録等の作成を可能とする、タブレット端末等の導入を検討します。

---

## 第12章 東京都からのケース等の引継ぎ

---

### 1 基本的な考え

ケースの引継ぎによる子どもや家庭の影響を最小限とするため、児童ケースの引継ぎには、十分な人員体制と期間を設定し行います。詳細な情報や事務上の手続については東京都と協議を重ねながら引き継ぎます。

### 2 引継ぎ方法

児童相談所開設に向け、区で実際に当該ケースを担当することとなる職員を派遣し、家庭訪問や面接に同行・同席をするなど、子どもや家庭との信頼関係構築を第一に東京都の現担当者から直接ケースの引継ぎを受けるとします。

なお、北児童相談所は、荒川区、板橋区の児童相談所開設にともない、管轄区域が北区のみとなったことを踏まえ、令和6年度の派遣計画では、東京都北児童相談所に6名の職員を派遣するとともに、令和8年度の児童相談所開設に向けて、東京都の協力のもと職員の派遣を増員するなど円滑なケース等の引継ぎを実施します。

### 3 主な引継ぎ事項

- (1)引継ぎ対象とするケースの考え方
- (2)児童相談データの引継ぎについて
- (3)北区の里親について
- (4)189及び警察の身柄付通告の対応に係る引継ぎ
- (5)関係書類引継ぎ



## 第13章 児童相談所設置市が処理する業務

児童相談所を区が設置した場合、児童相談所(一時保護所含む)業務以外にも、児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項により下表の事務を設置市(区)が処理することとされています。これらの事務の実施に向けて、担当主管課を中心に検討を行うとともに、東京都からの業務内容に関する情報提供、引継ぎ等の準備を進めます。

No.	事務	担当主管課
1	児童福祉審議会の設置に関する事務	子ども未来課
2	里親に関する事務	児童相談所開設準備担当課
3	児童委員に関する事務	地域福祉課
4	指定療育機関に関する事務	保健予防課
5	小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務	障害福祉課
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害福祉課
7	児童自立生活援助事業に関する事務	児童相談所開設準備担当課
8	児童福祉施設に関する事務 (1) 児童養護施設 (2) 母子生活支援施設 (3) 保育所 (4) 児童厚生施設 (5) 障害児入所施設、児童発達支援センター	児童相談所開設準備担当課 生活福祉課 保育課 子どもわくわく課 障害福祉課
9	認可外保育施設に関する事務	保育課
10	小規模住居型養育事業に関する事務	児童相談所開設準備担当課
11	障害児通所支援事業に関する事務	障害福祉課
12	一時預かり事業に関する事務	保育課
13	障害福祉サービス等情報公開に関する事務	障害福祉課
14	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務	児童相談所開設準備担当課
15	特別児童扶養手当に係る判定業務	児童相談所開設準備担当課
16	療育手帳に係る判定業務	児童相談所開設準備担当課

※ 今後の組織改正等により担当主管課が変更になる場合があります。

※ No.8、9、12に関する事務の検査は子ども未来課が主に担当します。

## 第14章 児童相談所等複合施設開設に伴う経費

児童相談所等複合施設について、これまでに支弁した解体工事費や設計費等及び昨今の物価上昇率を加味した建築工事費等を算出し、施設整備に係る経費を試算しました。

### 1 児童相談所等複合施設整備に係る経費

単位：千円

	項目	金額	国庫補助金	特別区債	基金	一般財源
令和3年度	解体工事費	129,300	0	0	0	129,300
令和4年度	解体工事費	212,580	0	0	0	212,580
	基本・実施設計費	47,600	0	0	0	47,600
令和5年度	基本・実施設計費	115,267	0	0	0	115,267
	埋蔵文化財調査費	65,780	0	0	0	65,780
令和6年度	建築工事費	1,065,200	21,197	858,000	214,000	21,903
	工事監理費	49,900	0			
令和7年度	建築工事費	921,600	329,457	512,000	128,000	643
	工事監理費	48,500	0			
令和8年度	建築工事費	2,967,166	1,139,245	1,445,000	450,000	932
	工事監理費	68,011	0			
合計		5,690,904	1,489,899	2,815,000	792,000	594,005

※令和3年度及び令和4年度は決算(実績)額。令和5年度は最終予算額

※令和6年度以降は現時点の予算見込み額であり、今後変更となる可能性があります。

※建築工事費については、設備工事費を含めた金額

### 2 財源措置(特定財源)

国庫補助金(補助率 1/3)

住宅市街地総合整備事業補助金

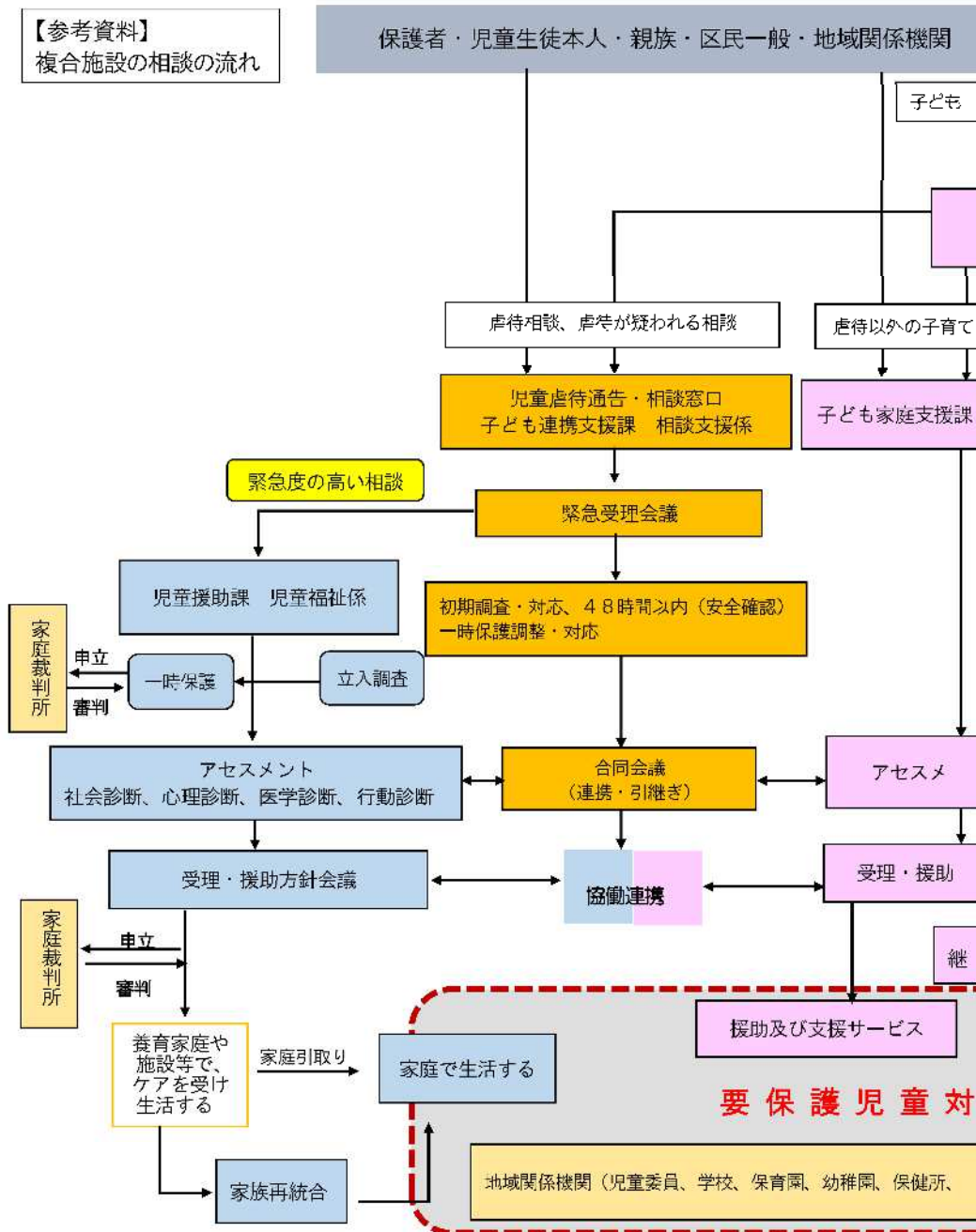
※一時保護所の整備に当たっては、国庫補助金である「次世代育成支援対策施設整備交付金」も対象となりますが、一時保護所を含む児童相談所等複合施設の建築場所である赤羽台周辺地区が「住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)地区」に該当するため、複合施設全体が補助対象となり、より有利な「住宅市街地総合整備事業補助金」を採用しました。

その他、特別区債の発行や施設建設基金を活用します。



# 第15章 資料

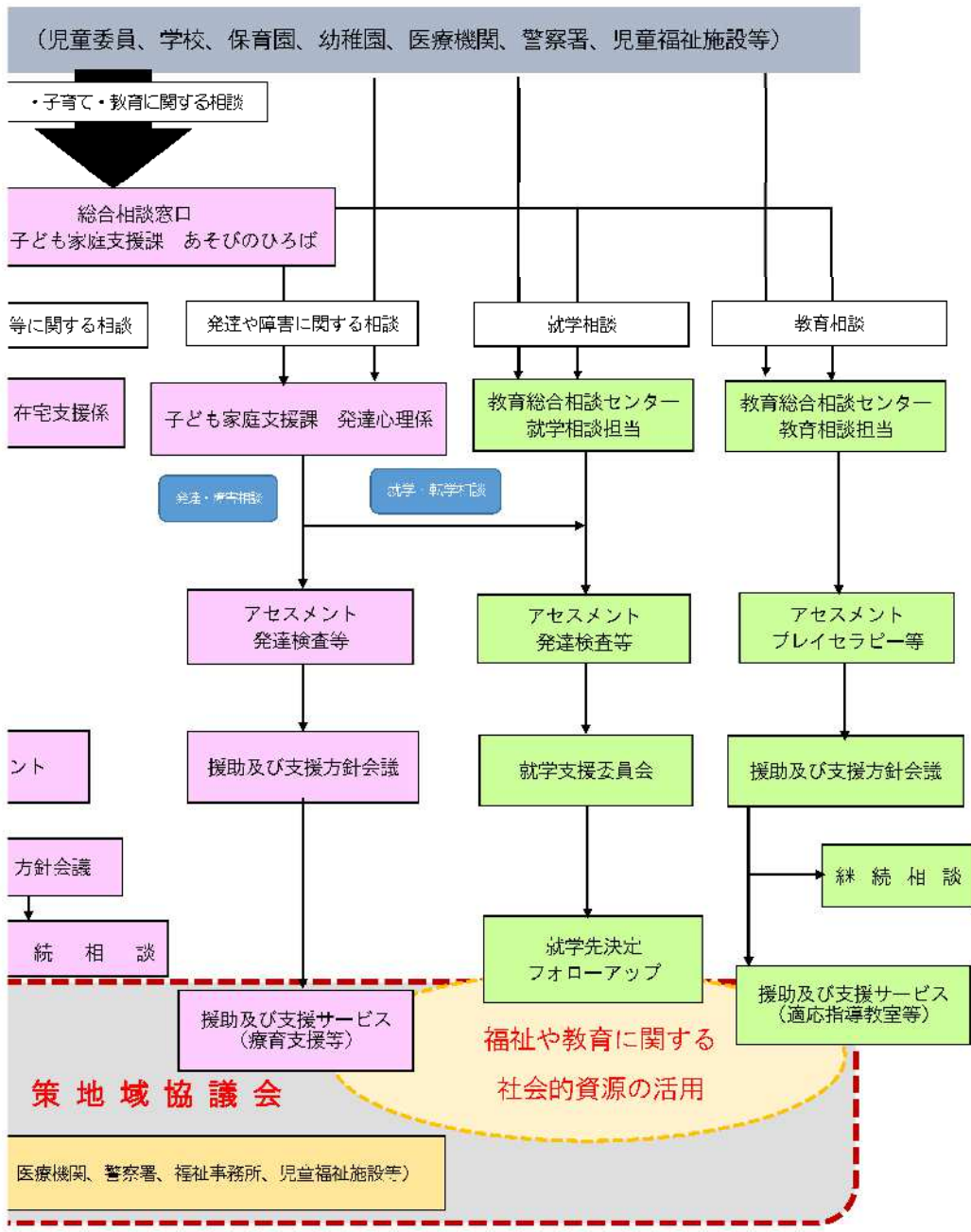
## 1 複合施設の相談の流れ



※子ども連携支援課と児童援助課は児童相談所の組織です。

※愛の手帳等に関する相談は児童援助課児童心理係が行います。

※里親等に関する相談は子ども連携支援課里親支援係が行います。



## 2 東京都北区児童相談所等複合施設運営指針検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 東京都北区児童相談所等複合施設の設置に向けて、区の運営指針の検討及び策定を行うため、東京都北区児童相談所等複合施設運営指針検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 児童相談所の基本方針に関すること。
- (2) 新たな児童相談体制に関すること。
- (3) 組織体制並びに人材の確保及び育成に関すること。
- (4) 相談の流れに関すること。
- (5) 一時保護所の業務及び組織体制に関すること。
- (6) 施設概要に関すること。
- (7) 社会的養護に関すること。
- (8) 東京都からのケース引継ぎに関すること。
- (9) 児童相談所設置市が処理する業務に関すること。
- (10) 複合施設となる教育総合相談センター、児童発達支援センター等との連携及び運営体制に関すること。
- (11) その他、児童相談所の設置に伴い必要となる事項

### (構成)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、子ども未来部長とし、検討委員会を統括する。
- 3 副委員長は、教育振興部長とし、委員長の職務を補佐するとともに委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者とする。

### (招集等)

第4条 検討委員会は、委員長が招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長は、庁内の横断的な調整及び専門的な見識から検討を行う必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

### (庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則(令和4年7月25日4北教子家第1670号区長決裁)

- 1 この要綱は、令和4年7月25日から施行する。
- 2 この要綱は、運営指針が策定された日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

大学教授
弁護士
東京都北区医師会からの被推薦者
北区民生委員児童委員協議会からの被推薦者
社会福祉法人扶助者聖母会星美ホームからの被推薦者
特別区人事・厚生事務組合特別区職員研修所教務第2課長
教育振興部教育総合相談センター所長
子ども未来部子ども未来課長
子ども未来部子ども家庭支援センター所長

### 3 東京都北区児童相談所等複合施設運営指針検討委員会庁外委員

役職	氏名(敬称略)	所属
委員	川松 亮	明星大学人文学部福祉実践学科 教授
	鈴木 崇之	東洋大学福祉社会デザイン学部子ども支援学科 教授
	南野 奈津子	東洋大学福祉社会デザイン学部子ども支援学科 教授
	吉川 由里	法律事務所たいとう 弁護士
	大久保 隆志	東京都北区医師会
	鈴木 心一	主任児童委員
	立入 聡	社会福祉法人扶助者聖母会児童養護施設星美ホーム 副施設長
	保志 幸子	特別区人事・厚生事務組合特別区職員研修所教務第2課長

---

北区児童相談所等複合施設運営指針

発行年月 令和6年(2024年)2月

発行 北区

北区教育委員会

編集 東京都北区教育委員会事務局

子ども未来部児童相談所開設準備担当課

〒114-0002 北区王子6-7-3

電話03(6903)0135

---

刊行物登録番号

5-1-132



